

国 有 財 産 の 概 要

第 1 国 有 財 産 の 制 度

1. 国 有 財 産 と は

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地・建物等の不動産、船舶・自動車・航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権・特許権等の知的財産権、地上権・鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいる国有財産とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第1表に示すものをいう。

第 1 表 国 有 財 産 の 範 囲

(1) 国 有 財 産 法 第 2 条 に 規 定 す る 国 有 財 産

国 有 財 産	物	不 動 産	(1) 土地 (2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
		動 産	(1) 船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機 (2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）
	財 産 権	用 益 物 権	(1) 地上権
			(2) 地役権
			(3) 鉱業権
			(4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）
		知 識 財 産 権	(1) 特許権 (2) 著作権 (3) 商標権 (4) 実用新案権 (5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）
有 価 証 券 等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）	(1) 株式 (2) 新株予約権 (3) 社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。） (4) 地方債 (5) 信託の受益権 (6) 以上のものに準ずるもの (7) 出資による権利		

※ (5)信託の受益権には、国有財産法第28条の2の規定により行った不動産の信託の受益権が含まれる。

(2) 国 有 財 産 法 附 則 第 4 条 に 規 定 す る 国 有 財 産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国 有 財 産 の 分 類 及 び 種 類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、さらに用途又は目的に従って、4つの種類に分けられている（国有財産法第3条）。

(1) 行 政 財 産

イ. 公 用 財 産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

ロ. 公 共 用 財 産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

ハ. 皇 室 用 財 産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

ニ. 森 林 経 営 用 財 産

国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産

(2) 普 通 財 産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々々の社会的要請に即応して効率的、かつ、適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの、又は行政財産が不要となって本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をするをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とでは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合、庁舎等の一部に余裕がある場合で、当該余裕部分を国以外の者に貸し付ける場合等）のほか、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。

これに対し、普通財産は原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することも可能である（国有財産法第20条）。

行政財産が不要となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取こわしの目的で用途廃止するもの等引継不適当の財産や労働保険特別会計等11の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分を行うこととなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理処分を行うため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ. 国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めること（国有財産法第10条）ロ. 所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ. 取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また、管理処分の事務の一部は、都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

(2) 国有財産台帳

イ. 国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国

有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとされている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区分をいう。）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記録することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記録して整理を行っている。

国有財産は、原則として国有財産台帳に記録されるが、例外として記録されないものがある（国有財産法第38条）。これは、(イ)公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、(ロ)一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際上国有財産台帳に記録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、台帳に記録することとしている。

ロ. 国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、財務大臣が指定するものを除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、国有財産法施行令第23条の規定に基づき、毎年度、評価替（以下、「価格改定」という。）を行うこととしている。

(注) 価格改定の評価方法

- ・土地…原則として、相続税評価額
- ・建物、工作物等…改定前台帳価格から減価償却額を控除した額
- ・上場有価証券…市場価格
- ・政府出資等…純資産額

ハ. 平成22年1月からの国有財産総合情報管理システムの実施に伴い国有財産台帳は電子化されている。

(3) 国有財産増減及び現在額報告書等、総総計算書等

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、年度間の増減及び当該年度末の現在額を、国有財産増減及び現在額報告書として作成することとなっている。また、その所管する国有財産のうち、国有財産法の規定により無償貸付をした財産について国有財産無償貸付状況報告書を作成することとなっている。

各省各庁の長はこれらの報告書を財務大臣に送付し、財務大臣はこれらに基づき国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書を作成することとされている（国有財産法第33条及び第36条）。

財務大臣は、この両総計算書を内閣に送付し、内閣はこれらを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することとなっている（国有財産法第34条及び第37条）。

なお、平成15年度決算からは、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、両総計算書を国有財産法の規定よりも2ヶ月程度早く国会に報告することとされたところである。

- (注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書に基づき作成したものである。
2. 国有財産関係統計の数字は、原則として単位未満を切り捨てて作成しているため、合計数字と符合しないことがある。
3. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の平成26年度末における現在額は、109兆6,300億円であり、そのうち行政財産は23兆1,374億円（21.1%）、普通財産は86兆4,926億円（78.9%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

2. 区分別現在額（統計1、2、8、20、24参照）

平成26年度末現在の国有財産を区分別にみると第2表のとおりであり、政府出資等が総額の73.7%を、土地が16.2%を占め、次いで建物、工作物、立木竹の順となっている。

(1) 土地

土地の現在額は87,651km²、17兆7,222億円であり、この面積は、国土面積377,972km²の約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,630km²、12兆7,347億円であり、普通財産は1,020km²、4兆9,875億円である。

行政財産のうち、面積の主なもの、農林水産省所管の森林経営用財産85,318km²（1兆1,404億円）である（第3表参照）。価格の主なものは、公用財産の10兆5,311億円（1,178km²）であって、その主なものは、防衛省所管の3兆9,819億円（997km²）、国土交通省所管の1兆3,239億円（89km²）及び財務省所管の1兆2,770億円（10km²）である。

また、普通財産の現況は第4表のとおりであって、アメリカ合衆国の軍隊への提供を行っているもの（2兆799億円）、公園等として地方公共団体等へ貸付しているもの（1兆8,524億円）が大半を占めている。

第2表 平成26年度末国有財産区分別現在額

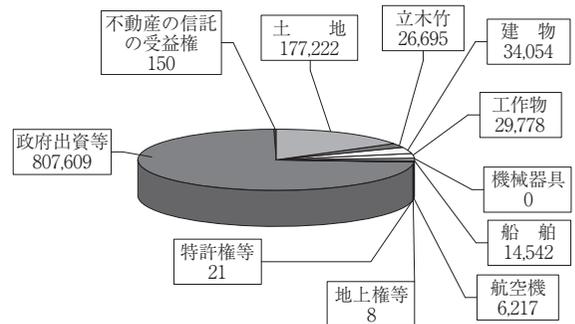
（平成27年3月31日現在）（単位 億円）

区	分	数量単位	数	量	価	格						
土	地	千平方メートル	87,651	3,71	177,222							
立	木	竹			26,695							
建	物	延べ千平方メートル	58,523		34,054							
工	作	物			29,778							
機	械	器	具		0							
船		舶	隻	2,312	14,542							
航	空	機		1,715	6,217							
地	上	権	等	千平方メートル	2,826	8						
特	許	権	等	千件	1,658	21						
政	府	出	資	等		807,609						
不	動	産	の	信	託	の	受	益	権	件	1	150
合	計					1,096,300						

(注) 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。

第2表 参考

（単位 億円）



第3表 行政財産（土地）の現況

（平成27年3月31日現在）（単位 千m²、億円、%）

種類	数量	割合	価格	割合
公用財産	1,178,072	1.4	105,311	82.7
うち 防衛省所管	997,147	1.2	39,819	31.3
うち 国土交通省所管	89,180	0.1	13,239	10.4
公共用財産	115,351	0.1	5,276	4.1
皇室用財産	19,058	0.0	5,356	4.2
森林経営用財産	85,318,118	98.5	11,404	9.0
合計	86,630,600	100.0	127,347	100.0

第4表 普通財産（土地）の現況

(平成27年3月31日現在) (単位 千㎡, 億円, %)

区 分	数 量	割合	価 格	割合
一般会計所属財産	1,018,659	99.8	48,803	97.9
在日米軍への提供地	70,832	6.9	20,799	41.7
地方公共団体等への貸付地	91,468	9.0	18,524	37.1
時 価 貸 付	16,329	1.6	4,483	9.0
無 償 貸 付	71,889	7.0	12,861	25.8
減 額 貸 付	3,249	0.3	1,180	2.4
未 利 用 国 有 地	9,133	0.9	5,613	11.3
その他（山林原野等）	847,225	83.0	3,864	7.7
特別会計所属財産	2,111	0.2	1,071	2.1
合 計	1,020,770	100.0	49,875	100.0

(2) 立木竹

立木竹の現在額は2兆6,695億円であって、行政財産は2兆6,636億円であり、普通財産は58億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産2兆5,902億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の34億円である。

(3) 建 物

建物の現在額は延べ面積（以下「延べ」という。）58km²、3兆4,054億円であって、行政財産は延べ49km²、3兆132億円であり、普通財産は延べ9km²、3,922億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ48km²、2兆9,473億円であって、その主なものは、防衛省所管の延べ17km²、8,676億円、財務省所管の延べ9km²、5,390億円及び法務省所管の延べ6km²、3,978億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ5km²、2,178億円及び防衛省所管の延べ3km²、1,636億円である。

(4) 工作物

工作物の現在額は2兆9,778億円であって、行政財産は2兆6,474億円であり、普通財産は3,303億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆5,025億円であり、国土交通省所管の8,778億円、経済産業省所管の5,831億円及び防衛省所管の5,009億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の1,925億円、防衛省所管の1,356億円である。

(5) 機械器具

機械器具の現在額は44円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産

とされている。

(6) 船 舶

船舶の現在額は2,312隻、1兆4,542億円であって、行政財産は2,280隻、1兆4,536億円であり、普通財産は32隻、5億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,205隻、1兆4,536億円であって、防衛省所管の481隻、1兆2,396億円及び国土交通省所管の1,452隻、1,917億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の8隻、5億円である。

(7) 航空機

航空機の現在額は1,715機、6,217億円であって、行政財産は1,705機、6,217億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,521機、5,674億円及び国土交通省所管の93機、374億円である。

(8) 地上権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権等）の現在額は2km²、8億円であって、行政財産は0.7km²、7億円であり、普通財産は2km²、92百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産0.7km²、7億円であって、防衛省所管の地役権0.5km²、6億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の地役権95m²、

第5表 政府出資現在額

(平成27年3月31日現在) (単位 億円)

政府出資法人	法人数	国有財産台帳価格		
		一般会計	特別会計	合計
金融機関	2	947	92	1,039
事業団等	8	12,373	10,363	22,736
独立行政法人	93	262,466	42,072	304,538
国立大学法人	86	69,158	—	69,158
大学共同利用機関法人	4	2,910	—	2,910
特殊会社	26	96,574	234,223	330,797
国際機関	11	42,921	26,515	69,436
清算法人	4	88	—	88
合 計	234	487,440	313,266	800,706

- (注) 1. 市場価格のある株式及び出資証券は市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものとしている（国有財産台帳価格）。
 2. 金融機関…沖縄振興開発金融公庫及び日本銀行。
 3. 事業団等…預金保険機構外7事業団等。
 4. 独立行政法人…国立公文書館外93法人。
 5. 国立大学法人…北海道大学外85国立大学法人。
 6. 大学共同利用機関法人…人間文化研究機構外3大学共同利用機関法人。
 7. 特殊会社等…日本たばこ産業株式会社外25会社。
 8. 国際機関…国際通貨基金外10機関。
 9. 清算法人…日本製鐵株式会社外1清算会社と南方開発金庫外1閉鎖機関。

0.8億円である。

(9) 特許権等（統計9, 10参照）

特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権）の現在額は1,658千件、21億円であって、行政財産は1,658千件、20億円であり、普通財産は0.3千件、0.3億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、国土交通省所管の著作権1,654千件、18億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.2億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の現在額は国有財産総額の73.7%に及ぶ80兆7,609億円であって、その99.1%に当たる80兆706億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特殊法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出

資による権利、株式等の普通財産である。この政府出資の現在額を会計別、出資法人の種類別にみると第5表のとおりであって、このうち、48兆7,440億円は一般会計からの、31兆3,266億円は特別会計からの出資である。

一般会計からの出資の主なものは、独立行政法人国際協力機構（9兆1,877億円）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（7兆5,288億円）、日本郵政株式会社（5兆5,085億円）、株式会社日本政策金融公庫（3兆5,727億円）への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、国債整理基金特別会計から日本郵政株式会社（9兆7,929億円）、財政投融资特別会計から日本電信電話株式会社（2兆7,287億円）、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行（2兆7,194億円）、外国為替資金特別会計から国際通貨基金（2兆6,515億円）、財政投融资特別会計から日本たばこ産業株式会社

第6表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額（平成27年3月31日現在）

（単位 億円、%）

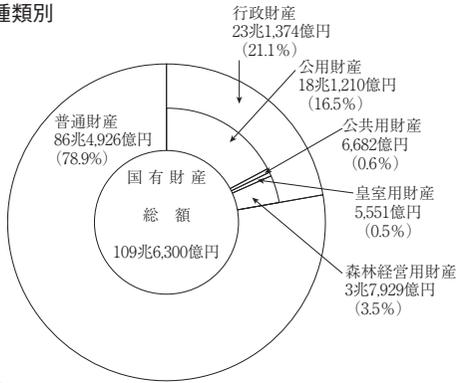
分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
（ 一 般 会 計 ）	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	86,557,177	116,970	46,810	28,412	60,310	立木竹	26,592	205,693	27.4
公用財産	1,104,649	94,933	46,042	27,754	32,841	船舶	14,470	155,529	20.8
公共用財産	115,351	5,276	562	559	847	工作物	742	6,682	0.9
皇室用財産	19,058	5,356	205	99	96	工作物	84	5,551	0.7
森林経営用財産	85,318,118	11,404	—	—	26,525	立木竹	25,902	37,929	5.1
普通財産	1,018,659	48,803	8,959	3,823	491,043	政府出資等	487,536	543,670	72.6
計	87,575,837	165,773	55,769	32,236	551,354			749,364	100.0
（ 特 別 会 計 ）									
行政財産	73,422	10,377	2,289	1,719	13,583	工作物	13,466	25,680	7.4
公用財産	73,422	10,377	2,289	1,719	13,583	工作物	13,466	25,680	7.4
公共用財産	—	—	—	—	—		—	—	—
皇室用財産	—	—	—	—	—		—	—	—
森林経営用財産	—	—	—	—	—		—	—	—
普通財産	2,111	1,071	464	98	320,084	政府出資等	320,072	321,255	92.6
計	75,533	11,449	2,754	1,817	333,668			346,935	100.0
（ 合 計 ）									
行政財産	86,630,600	127,347	49,099	30,132	73,894	立木竹	26,636	231,374	21.1
公用財産	1,178,072	105,311	48,332	29,473	46,425	工作物	25,025	181,210	16.5
公共用財産	115,351	5,276	562	559	847	工作物	742	6,682	0.6
皇室用財産	19,058	5,356	205	99	96	工作物	84	5,551	0.5
森林経営用財産	85,318,118	11,404	—	—	26,525	立木竹	25,902	37,929	3.5
普通財産	1,020,770	49,875	9,424	3,922	811,128	政府出資等	807,609	864,926	78.9
合計	87,651,371	177,222	58,523	34,054	885,023			1,096,300	100.0

(注) 1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は、一般会計68.4%、特別会計31.6%である。

2. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

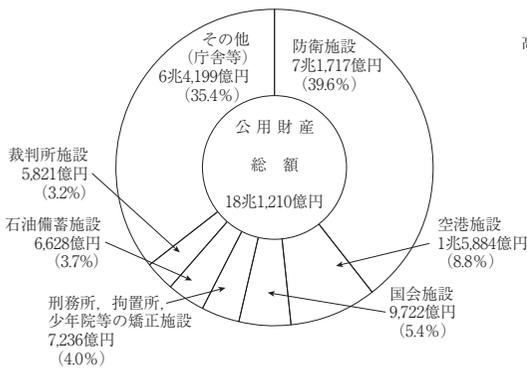
第6表 (参考) 国有財産分類別・種類別現在額 (平成27年3月31日現在)

1. 分類・種類別

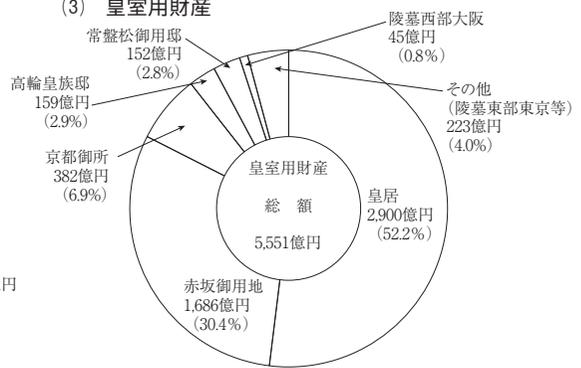


2. 行政財産

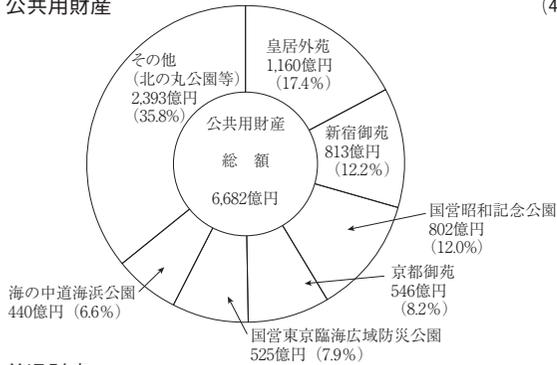
(1) 公用財産



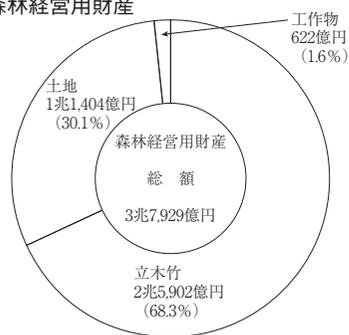
(3) 皇室用財産



(2) 公共用財産

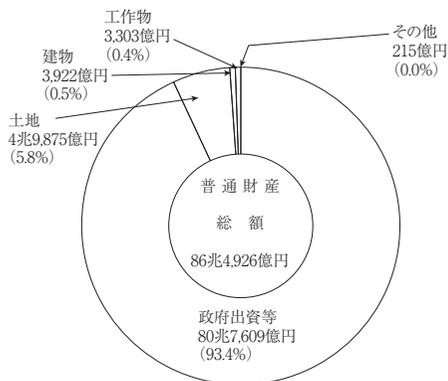


(4) 森林経営用財産

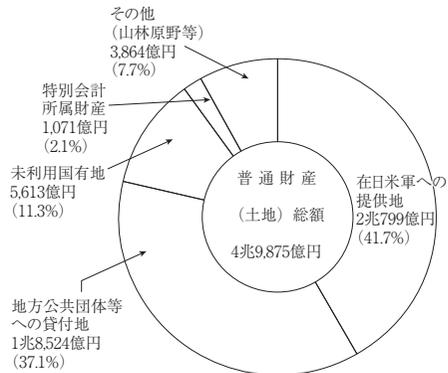


3. 普通財産

(1) 総額



(2) 普通財産(土地)



(2兆5,336億円)への出資である。

(法人別内訳及び法人の概要は統計13, 14参照)

(11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の現在額は、財務省所管の普通財産1件、150億円である。

3. 会計別・分類別・種類別現在額 (統計3, 8参照)

平成26年度末現在の国有財産を会計別、分類別、種類別にみると第6表のとおりである。

また、公用財産、公共用財産、皇室用財産、森林経営用財産及び普通財産について、それぞれの用途別の割合を図示すれば第6表(参考)のとおりである。

なお、行政財産及び普通財産について、区分別に表示すると第7表のとおりである。

4. 所管別現在額 (統計5, 18, 20, 24参照)

平成26年度末現在の国有財産を所管別にみると第8表のとおりである。現在額の74.7%に当たる81兆9,361億円が財務省所管に係るものであって、その97.7%は普通財産80兆120億円(主として政府出資等74兆7,663億円)である。

次に、防衛省所管に係るものが総額の6.8%、7兆4,903億円であって、その95.7%は行政財産7兆1,717億円(主として土地3兆9,819億円)である。

以下、農林水産省所管に係るものが総額の3.8%、4兆2,114億円であって、その96.7%は行政財産4兆714億円(主として立木竹2兆6,221億円)、国土交通省所管に係るものが総額の3.6%、3兆9,232億円であって、その78.5%は行政財産3兆810億円(主として土地1兆5,689億円)の順となっている。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額 (統計15, 16参照)

国有財産の平成26年度中の総増加額は26兆2,663億円、総減少額は21兆4,494億円であって、差し引き4兆8,169億円の純増加となっている。

2. 区分別増減額 (統計15参照)

平成26年度における国有財産の増減額を区分別にみると第9表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第10表のとおりであって、増加の主なものは、船舶2,362億円(3,505億円増加, 1,142億円減少)及び工作物2,176億円(1兆1,309億円増加, 9,133億円減少)であり、減少の主なものは、不動産の信託の受益権82億円(82億円減少)である。また、価格改定による増減額は第11表のとおりである。

第7表 国有財産分類別・区分別現在額

(平成27年3月31日現在)(単位 億円, %)

分類・区分	価格	割合
行政財産	231,374	21.1
土地	127,347	11.6
立木竹	26,636	2.4
建物	30,132	2.7
工作物	26,474	2.4
船舶・航空機	20,754	1.9
その他	28	0.0
普通財産	864,926	78.9
土地	49,875	4.5
立木竹	58	0.0
建物	3,922	0.4
工作物	3,303	0.3
機械器具	0	0.0
船舶・航空機	5	0.0
政府出資等	807,609	73.7
その他	151	0.0
合計	1,096,300	100.0

(注) 上記は、国有財産増減及び現在額総計算書に基づき作成したものであり、道路、河川等は含まれていない。

3. 会計別増減額

平成26年度における国有財産の増減額を会計別にみると第12表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第13表のとおりであって、一般会計は9兆1,107億円(17兆7,709億円増加, 8兆6,601億円減少)の増加、特別会計は8兆2,004億円(2兆6,718億円増加, 10兆8,723億円減少)の減少となっている。

特別会計の増加の主なものは、自動車安全特別会計2兆4,349億円、財政投融资特別会計1,488億円、エネルギー対策特別会計723億円、減少の主なものは、社会資本整備事業特別会計10兆3,949億円、財政投融资特別会計2,456億円である。

4. 分類別・種類別増減額

平成26年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第14表のとおりである。この増減額から価格改定による増減額を差し引いた増減額は第15表のとおりであって、行政財産の純増加額は7,016億円(その大部分は公用財産)であり、普通財産の純増加額は2,086億円である。

5. 所管別増減額 (統計16参照)

平成26年度における国有財産の増減額を所管別にみると第16表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第17表のとおりであって、増

第8表 国有財産分類別・所管別現在額（平成27年3月31日現在）

（単位 億円、％）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
（行政財産）	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	360	5,818	592	688	247	工作物	242	6,753	2.9
参議院	146	2,601	216	246	121	工作物	119	2,968	1.3
最高裁判所	2,323	3,794	1,999	1,593	434	工作物	423	5,821	2.5
会計検査院	53	31	17	7	3	工作物	3	42	0.0
内閣府	321	243	60	71	50	工作物	50	365	0.2
内閣府省	23,770	11,742	2,097	1,874	1,242	工作物	1,012	14,858	6.4
総務省	322	1,048	300	332	108	工作物	91	1,489	0.6
法務省	38,700	7,726	6,356	3,978	1,292	工作物	1,264	12,997	5.6
外務省	1,081	2,088	608	945	668	工作物	665	3,702	1.6
財務省	10,606	12,770	9,794	5,390	1,079	工作物	1,010	19,241	8.3
文部科学省	4,826	2,192	263	362	66	工作物	65	2,622	1.1
厚生労働省	9,874	3,124	2,269	1,597	440	工作物	430	5,162	2.2
農林水産省	85,323,177	13,209	1,275	484	27,020	立木竹	26,221	40,714	17.6
経済産業省	11,619	2,578	393	318	5,913	工作物	5,831	8,810	3.8
国土交通省	126,440	15,689	5,202	3,383	11,738	工作物	9,307	30,810	13.3
環境省	79,825	2,869	194	179	246	工作物	226	3,294	1.4
防衛省	997,147	39,819	17,454	8,676	23,220	船舶	12,396	71,717	31.0
計	86,630,600	127,347	49,099	30,132	73,894			231,374	100.0
（普通財産）									
衆議院	—	—	—	—	—			—	—
参議院	—	—	—	—	—			—	—
最高裁判所	—	—	28	13	3	工作物	3	16	0.0
会計検査院	—	—	—	—	—			—	—
内閣府	—	—	—	—	—			—	—
内閣府省	—	—	0	0	0	工作物	0	0	0.0
総務省	12	0	2	0	0	工作物	0	0	0.0
法務省	2	71	—	—	—			71	0.0
外務省	35	3	13	9	8	工作物	8	21	0.0
財務省	787,903	48,166	5,935	2,178	749,774	政府出資等	747,663	800,120	92.5
文部科学省	253	1	22	29	2,809	政府出資等	2,809	2,840	0.3
厚生労働省	477	76	76	25	31,785	政府出資等	31,783	31,888	3.7
農林水産省	229,159	1,091	112	18	289	政府出資等	285	1,400	0.2
経済産業省	16	6	9	6	16,915	政府出資等	16,914	16,928	2.0
国土交通省	2,100	289	21	3	8,128	政府出資等	8,123	8,421	1.0
環境省	—	—	—	—	29	政府出資等	29	29	0.0
防衛省	808	166	3,202	1,636	1,383	工作物	1,356	3,186	0.4
計	1,020,770	49,875	9,424	3,922	811,128			864,926	100.0
（合計）									
衆議院	360	5,818	592	688	247	工作物	242	6,753	0.6
参議院	146	2,601	216	246	121	工作物	119	2,968	0.3
最高裁判所	2,323	3,794	2,028	1,606	437	工作物	427	5,838	0.5
会計検査院	53	31	17	7	3	工作物	3	42	0.0
内閣府	321	243	60	71	50	工作物	50	365	0.0
内閣府省	23,770	11,742	2,097	1,874	1,242	工作物	1,012	14,859	1.4
総務省	335	1,048	303	332	108	工作物	91	1,489	0.1
法務省	38,703	7,798	6,356	3,978	1,292	工作物	1,264	13,068	1.2
外務省	1,117	2,092	622	954	676	工作物	673	3,723	0.3
財務省	798,510	60,937	15,729	7,569	750,853	政府出資等	747,663	819,361	74.7
文部科学省	5,079	2,194	286	392	2,876	政府出資等	2,809	5,462	0.5
厚生労働省	10,351	3,200	2,345	1,623	32,226	政府出資等	31,783	37,050	3.4
農林水産省	85,552,336	14,301	1,388	502	27,310	立木竹	26,222	42,114	3.8
経済産業省	11,636	2,584	403	325	22,829	政府出資等	16,914	25,739	2.3
国土交通省	128,541	15,978	5,224	3,387	19,866	工作物	9,312	39,232	3.6
環境省	79,825	2,869	194	179	275	工作物	226	3,324	0.3
防衛省	997,955	39,985	20,657	10,313	24,604	船舶	12,402	74,903	6.8
計	87,651,371	177,222	58,523	34,054	885,023			1,096,300	100.0

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第9表 国有財産区分別増減額（平成26年度）

（単位 億円、%）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	125,912	1,678,876	6.4	126,374	1,434,441	6.7	△ 461	244,434	
立木竹	樹 木	千 本	617	10,496	(0.0)	559	4,206	(0.0)	57	6,290
	立 木	千立方メートル	133,549	409,778	(1.6)	115,626	660,355	(3.1)	17,922	△ 250,577
	竹	千 束	20	154	(0.0)	11	41	(0.0)	9	112
	計			420,428	1.6		664,603	3.1		△ 244,174
建物	建面積	千平方メートル	2,150	372,336	1.4	2,174	426,714	2.0	△ 23	△ 54,377
	延べ面積	千平方メートル	4,716			4,756			△ 39	
工 作 物			1,130,999	4.3		1,265,162	5.9		△ 134,162	
機 械 器 具			0	0		0	0.0		0	
船 舶	汽 船	隻	267	95,723	(0.4)	241	76,996	(0.4)	26	18,727
	艦 船	千トン	59			43			15	
		隻	20	253,215	(1.0)	23	221,679	(1.0)	△ 3	31,536
	雑 船	千トン	52			33			18	
計	隻	425	1,632	(0.0)	417	1,483	(0.0)	8	149	
	隻	712	350,571	1.3	681	300,158	1.4	31	50,412	
航 空 機	機	73	221,853	0.8	85	217,237	1.0	△ 12	4,616	
地 上 権 等	千平方メートル	1	175	0.0	1	103	0.0	0	72	
特 許 権 等	千件	41	247	0.0	1	360	0.0	40	△ 112	
政 府 出 資 等			22,090,885	84.1		17,132,354	79.9		4,958,531	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	—	—	1	8,334	0.0	△ 1	△ 8,334	
合 計			26,266,376	100.0		21,449,470	100.0		4,816,905	

第10表 国有財産区分別増減額（平成26年度）

（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、%）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	125,912	1,302,460	6.4	126,374	1,297,230	6.6	△ 461	5,229	
立木竹	樹 木	千 本	617	3,779	(0.0)	559	4,205	(0.0)	57	△ 426
	立 木	千立方メートル	133,549	384,579	(1.9)	115,626	360,020	(1.8)	17,922	24,558
	竹	千 束	20	78	(0.0)	11	41	(0.0)	9	36
	計			388,437	1.9		364,268	1.9		24,169
建物	建面積	千平方メートル	2,150	372,334	1.8	2,174	270,144	1.4	△ 23	102,190
	延べ面積	千平方メートル	4,716			4,756			△ 39	
工 作 物			1,130,999	5.5		913,397	4.7		217,602	
機 械 器 具			0	0.0		0	0.0		△ 0	
船 舶	汽 船	隻	267	95,723	(0.5)	241	48,533	(0.2)	26	47,189
	艦 船	千トン	59			43			15	
		隻	20	253,215	(1.2)	23	64,588	(0.3)	△ 3	188,627
	雑 船	千トン	52			33			18	
計	隻	425	1,632	(0.0)	417	1,154	(0.0)	8	478	
	隻	712	350,571	1.7	681	114,276	0.6	31	236,295	
航 空 機	機	73	221,853	1.1	85	25,213	0.1	△ 12	196,639	
地 上 権 等	千平方メートル	1	175	0.0	1	87	0.0	0	87	
特 許 権 等	千件	41	138	0.0	1	56	0.0	40	82	
政 府 出 資 等			16,675,877	81.6		16,539,605	84.7		136,271	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	—	—	1	8,237	0.0	△ 1	△ 8,237	
合 計			20,442,847	100.0		19,532,518	100.0		910,329	

第11表 国有財産区分別増減額（平成26年度）
（価格改定によるもの）

（単位 億円，％）

区 分	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
土 地 立 木 竹	376,416	6.5	137,210	7.2	239,205	
	6,716	(0.1)	0	(0.0)	6,716	
	25,198	(0.4)	300,334	(15.7)	△ 275,136	
	76	(0.0)	—	(—)	76	
竹 計	31,991	0.5	300,334	15.7	△ 268,343	
	2	0.0	156,570	8.2	△ 156,567	
建 工 作 物 機 械 器 具	0	0.0	351,764	18.4	△ 351,764	
	—	—	—	—	—	
汽 船 艦 船	—	(—)	28,462	(1.5)	△ 28,462	
	—	(—)	157,090	(8.2)	△ 157,090	
雑 計	—	(—)	329	(0.0)	△ 329	
	—	—	185,882	9.7	△ 185,882	
航 空 機 等 地 上 権 等	0	0.0	192,023	10.0	△ 192,023	
	109	0.0	15	0.0	△ 14	
特 許 権 等 政 府 出 資 等	5,415,008	93.0	304	0.0	△ 194	
	—	—	592,748	30.9	4,822,259	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権 合 計	—	—	96	0.0	△ 96	
	5,823,528	100.0	1,916,952	100.0	3,906,576	

第12表 国有財産会計別増減額（平成26年度）

（単位 億円，％）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	65,548	8,443	3,512	2,833	190,725	政府出資等 177,808	202,002	76.9
特 別 会 計	60,364	8,344	1,204	889	51,426	政府出資等 43,099	60,661	23.1
合 計	125,912	16,788	4,716	3,723	242,151		262,663	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	16,749	4,276	1,211	1,992	96,748	政府出資等 82,085	103,017	48.0
特 別 会 計	109,625	10,067	3,544	2,274	99,134	政府出資等 89,238	111,477	52.0
合 計	126,374	14,344	4,756	4,267	195,883		214,494	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	48,798	4,167	2,300	840	93,976	政府出資等 95,723	98,985	
特 別 会 計	△ 49,260	△ 1,723	△ 2,340	△ 1,384	△ 47,708	政府出資等 △ 46,138	△ 50,816	
合 計	△ 461	2,444	△ 39	△ 543	46,268		48,169	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第13表 国有財産会計別増減額（平成26年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	65,548	4,884	3,512	2,833	169,992	政府出資等 157,392	177,709	86.9
特 別 会 計	60,364	8,140	1,204	889	17,688	政府出資等 9,366	26,718	13.1
合 計	125,912	13,024	4,716	3,723	187,680		204,428	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	16,749	2,987	1,211	519	83,095	政府出資等 77,491	86,601	44.3
特 別 会 計	109,625	9,984	3,544	2,182	96,555	政府出資等 87,905	108,723	55.7
合 計	126,374	12,972	4,756	2,701	179,651		195,325	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	48,798	1,896	2,300	2,314	86,896	政府出資等 79,901	91,107	
特 別 会 計	△ 49,260	△ 1,844	△ 2,340	△ 1,292	△ 78,867	政府出資等 △ 78,538	△ 82,004	
合 計	△ 461	52	△ 39	1,021	8,029		9,103	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第14表 国有財産分類別・種類別増減額（平成26年度）

（単位 億円、％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
行政財産	71,628	13,296	3,786	3,042	20,215	工作物 10,314	36,553	13.9
公用財産	66,466	11,598	3,779	3,014	15,747	工作物 9,942	30,360	11.6
公共用財産	4,226	118	5	19	103	工作物 92	241	0.1
皇室用財産	-	234	1	8	14	工作物 13	257	0.1
森林経営用財産	936	1,344	-	-	4,349	立木竹 4,083	5,694	2.2
普通財産	54,283	3,492	930	680	221,936	政府出資等 220,908	226,109	86.1
合 計	125,912	16,788	4,716	3,723	242,151		262,663	100.0
(減 少 額)								
行政財産	71,424	11,895	4,120	3,679	23,602	工作物 11,798	39,177	18.3
公用財産	67,035	11,138	4,119	3,639	16,572	工作物 11,371	31,350	14.6
公共用財産	-	14	1	33	107	工作物 107	155	0.1
皇室用財産	-	0	0	6	12	工作物 11	19	0.0
森林経営用財産	4,389	741	-	-	6,911	立木竹 6,602	7,652	3.6
普通財産	54,950	2,448	635	587	172,280	政府出資等 171,323	175,316	81.7
合 計	126,374	14,344	4,756	4,267	195,883		214,494	100.0
(差 引 額)								
行政財産	204	1,400	△ 334	△ 637	△ 3,387	立木竹 △ 2,448	△ 2,624	
公用財産	△ 569	459	△ 339	△ 624	△ 825	工作物 △ 1,429	△ 989	
公共用財産	4,226	103	3	△ 14	△ 3	工作物 △ 14	85	
皇室用財産	-	234	1	1	2	工作物 1	238	
森林経営用財産	△ 3,453	602	-	-	△ 2,561	立木竹 △ 2,519	△ 1,958	
普通財産	△ 666	1,043	295	93	49,655	政府出資等 49,585	50,793	
合 計	△ 461	2,444	△ 39	△ 543	46,268		48,169	

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

加の主なものは、財務省所管の7兆9,127億円（8兆5,203億円増加、6,075億円減少）、減少の主なものは、国土交通省所管の7兆5,005億円（10兆5,902億円増加、18兆908億円減少）である。

6. 事由別増減額（統計15、16参照）

国有財産の増減を事由別に大別すると、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を「対外的異動」、後者を「対内的異動」とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所属替（同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）等は対内的異動である。

「対外的異動」には、増加については、歳出を伴うもの（購入、新築、新設等）と歳出を伴わないもの（租税物納等）とがあり、減少については、歳入を伴うもの（売却、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（譲与、取こわし等）とがある。

「対内的異動」は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

イ. 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受（引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継

ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。）、整理替（同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動（分割を含む。）があることをいう。）等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

ロ. 整理上の増減

実測（土地、建物及び工作物に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

ハ. 価格改定上の増減

平成27年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

平成26年度における国有財産の増減額を異動の内容別に見ると第18表のとおりである。増加額では、対外的異動が5.7%、対内的異動が94.3%であり、減少額では、対外的異動が3.3%、対内的異動が96.7%となっている。

(1) 増加額について

増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳出を伴うもの

出 資（現金） 4,808億円

現金出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計から株式会社日本政策金融公庫1,879億円、独立行政法人国際協力機構485億円、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構228億円、独立行政法人日本スポーツ振興センター124億円である。

第15表 国有財産分類別・種類別増減額（平成26年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	71,628	10,943	3,786	3,042	19,899	工作物 10,314	33,885	16.6	
公用財産	66,466	9,591	3,779	3,014	15,681	工作物 9,942	28,287	13.8	
公共用財産	4,226	6	5	19	93	工作物 92	119	0.1	
皇室用財産	—	—	1	8	13	工作物 13	21	0.0	
森林経営用財産	936	1,344	—	—	4,111	立木竹 3,845	5,456	2.7	
普通財産	54,283	2,081	930	680	167,780	政府出資等 166,758	170,542	83.4	
合 計	125,912	13,024	4,716	3,723	187,680		204,428	100.0	
(減 少 額)									
行政財産	71,424	10,876	4,120	2,298	13,693	工作物 8,663	26,869	13.8	
公用財産	67,035	10,411	4,119	2,298	9,956	工作物 8,526	22,666	11.6	
公共用財産	—	0	1	0	8	工作物 8	8	0.0	
皇室用財産	—	—	0	0	0	工作物 0	0	0.0	
森林経営用財産	4,389	465	—	—	3,727	立木竹 3,599	4,193	2.1	
普通財産	54,950	2,095	635	402	165,957	政府出資等 165,396	168,456	86.2	
合 計	126,374	12,972	4,756	2,701	179,651		195,325	100.0	
(差 引 額)									
行政財産	204	66	△ 334	743	6,206	船 舶 2,348	7,016		
公用財産	△ 569	△ 819	△ 339	716	5,724	船 舶 2,348	5,621		
公共用財産	4,226	6	3	18	84	工作物 84	110		
皇室用財産	—	—	1	8	12	工作物 13	20		
森林経営用財産	△ 3,453	879	—	—	384	立木竹 246	1,263		
普通財産	△ 666	△ 14	295	278	1,822	政府出資等 1,362	2,086		
合 計	△ 461	52	△ 39	1,021	8,029		9,103		

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

特別会計では、財政投融资特別会計から株式会社日本政策金融公庫605億円、株式会社国際協力銀行310億円等のほか、エネルギー対策特別会計から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構569億円、東日本大震災復興特別会計から株式会社日本政策金融公庫59億円である。

新 造 3,068億円

航空機920億円（16機）及び船舶2,148億円（73隻）の新造であって、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産854億円（12機）であり、船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産1,688億円（6隻）である。

新 設 1,401億円

工作物の新設であって、主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産490億円、防衛省所管一般会計の公用財産385億円である。

(ロ) 歳出を伴わないもの

出 資（現物） 1,538億円

現物出資による政府出資等の増である。その主なものは、一般会計から国際開発協会1,109億円、アフリカ開発基金288億円である。

ロ. 対内的異動によるもの

所 属 替 10兆5,615億円

政府出資等8兆3,926億円、土地9,911億円等である。政府出資等の主なものは、国土交通省所管一般会計の普通財

産7兆6,134億円であり、土地の主なものは、国土交通省所管自動車安全特別会計の公用財産7,622億円である。

所 管 換 7兆6,528億円

政府出資等7兆6,134億円、土地238億円等である。政府出資等は、すべて財務省所管一般会計の普通財産7兆6,134億円であり、土地の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産121億円である。

価 格 改 定 5兆8,235億円

政府出資等5兆4,150億円、土地3,764億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産2兆416億円であり、土地の主なものは、農林水産省所管一般会計の普通財産856億円である。

整 理 替 3,435億円

立木竹3,184億円、工作物129億円等である。立木竹の主なものは農林水産省所管一般会計の森林経営用財産3,184億円であり、工作物の主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産114億円である。

(2) 減少額について

減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳入を伴うもの

売 払 3,462億円

政府出資等2,166億円、土地1,186億円等である。政府出

第16表 国有財産所管別増減額（平成26年度）

（単位 億円、％）

所管別	土地		建物		その他		計		
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	—	197	—	1	7	工作物	6	206	0.1
参議院	—	92	—	0	1	工作物	1	94	0.0
最高裁判所	25	148	55	98	67	工作物	65	314	0.1
会計検査院	0	0	—	0	0	工作物	0	1	0.0
内閣府	—	8	—	—	3	工作物	3	12	0.0
内閣府省	2	425	24	59	165	工作物	86	650	0.2
総務省	1	39	2	6	12	工作物	12	58	0.0
法務省	24	160	45	64	71	工作物	68	296	0.1
外務省	17	91	14	27	23	工作物	22	142	0.1
財務省	7,345	2,608	776	592	131,817	政府出資等	131,230	135,018	51.4
文部科学省	19	70	0	5	2	工作物	2	78	0.0
厚生労働省	82	87	64	61	4,524	政府出資等	4,486	4,673	1.8
農林水産省	45,650	2,296	18	16	4,512	立木竹	4,126	6,825	2.6
経済産業省	0	83	2	18	1,312	政府出資等	1,172	1,414	0.5
国土交通省	67,940	9,955	3,287	2,125	94,246	政府出資等	83,933	106,327	40.5
環境省	4,237	84	3	10	69	工作物	36	163	0.1
防衛省	566	439	421	633	5,312	船舶	2,532	6,386	2.4
合計	125,912	16,788	4,716	3,723	242,151			262,663	100.0
(減少額)									
衆議院	—	0	—	29	41	工作物	41	71	0.0
参議院	0	0	—	7	20	工作物	20	27	0.0
最高裁判所	70	99	64	94	85	工作物	84	279	0.1
会計検査院	2	7	2	0	0	工作物	0	8	0.0
内閣府	—	0	—	3	7	工作物	7	10	0.0
内閣府省	20	34	17	89	211	工作物	150	335	0.2
総務省	16	17	10	18	25	工作物	15	61	0.0
法務省	159	155	59	195	209	工作物	207	560	0.3
外務省	18	23	11	29	15	工作物	14	68	0.0
財務省	7,981	2,514	751	574	9,115	政府出資等	8,570	12,204	5.7
文部科学省	44	5	5	20	71	政府出資等	61	97	0.0
厚生労働省	250	96	113	116	2,286	政府出資等	2,211	2,500	1.2
農林水産省	49,534	1,024	136	104	6,958	立木竹	6,616	8,087	3.8
経済産業省	6	20	5	19	1,134	工作物	587	1,175	0.5
国土交通省	68,146	9,836	3,347	2,238	170,364	政府出資等	159,944	182,439	85.1
環境省	0	3	1	11	37	工作物	37	52	0.0
防衛省	122	505	229	711	5,297	船舶	2,217	6,513	3.0
合計	126,374	14,344	4,756	4,267	195,883			214,494	100.0
(差引額)									
衆議院	—	196	—	△27	△34	工作物	△34	135	
参議院	△0	92	—	△7	△18	工作物	△18	66	
最高裁判所	△44	48	△8	3	△17	工作物	△18	35	
会計検査院	△2	△7	△2	△0	△0	工作物	△0	△7	
内閣府	—	8	—	△3	△3	工作物	△3	1	
内閣府省	△17	391	6	△30	△45	工作物	△64	314	
総務省	△15	21	△7	△12	△12	航空機	△9	△3	
法務省	△135	5	△14	△130	△138	工作物	△139	△263	
外務省	△0	67	2	△1	7	工作物	7	73	
財務省	△635	93	24	17	122,702	政府出資等	122,660	122,813	
文部科学省	△24	65	△4	△15	△68	政府出資等	△61	△18	
厚生労働省	△167	△9	△48	△55	2,237	政府出資等	2,275	2,172	
農林水産省	△3,884	1,272	△117	△87	△2,446	立木竹	△2,490	△1,261	
経済産業省	△6	63	△3	△1	178	政府出資等	637	239	
国土交通省	△206	118	△60	△113	△76,118	政府出資等	△76,011	△76,112	
環境省	4,237	81	1	△1	31	政府出資等	29	111	
防衛省	443	△65	191	△77	15	船舶	315	△127	
合計	△461	2,444	△39	△543	46,268			48,169	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第17表 国有財産所管別増減額（平成26年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

所管別	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	—	—	—	1	6	工作物	6	8	0.0
参議院	—	—	—	0	1	工作物	1	1	0.0
最高裁判所	25	60	55	98	66	工作物	65	225	0.1
会計検査院	0	0	—	0	0	工作物	0	0	0.0
内閣府	—	—	—	—	3	工作物	3	3	0.0
内閣府省	2	9	24	59	161	工作物	86	230	0.1
総務省	1	0	2	6	12	工作物	12	18	0.0
法務省	24	31	45	64	68	工作物	68	165	0.1
外務省	17	23	14	27	23	工作物	22	74	0.0
財務省	7,345	1,728	776	592	82,883	政府出資等	82,302	85,203	41.7
文部科学省	19	4	0	5	2	工作物	2	12	0.0
厚生労働省	82	30	64	61	36	工作物	36	129	0.1
農林水産省	45,650	1,384	18	16	4,237	立木竹	3,852	5,639	2.8
経済産業省	0	0	2	18	708	政府出資等	569	727	0.4
国土交通省	67,940	9,676	3,287	2,125	94,101	政府出資等	83,801	105,902	51.8
環境省	4,237	0	3	10	67	工作物	36	78	0.0
防衛省	566	73	421	633	5,297	船 舶	2,532	6,005	2.9
合 計	125,912	13,024	4,716	3,723	187,680		204,428	100.0	
(減 少 額)									
衆議院	—	—	—	0	0	工作物	0	0	0.0
参議院	0	0	—	0	0	立木竹	0	0	0.0
最高裁判所	70	80	64	27	8	工作物	8	117	0.1
会計検査院	2	7	2	0	0	立木竹	0	7	0.0
内閣府	—	—	—	—	0	工作物	0	0	0.0
内閣府省	20	24	17	4	7	工作物	7	36	0.0
総務省	16	17	10	2	0	工作物	0	19	0.0
法務省	159	95	59	15	6	工作物	4	117	0.1
外務省	18	23	11	14	11	工作物	10	49	0.0
財務省	7,981	2,147	751	227	3,700	政府出資等	3,559	6,075	3.1
文部科学省	44	3	5	4	6	政府出資等	6	15	0.0
厚生労働省	250	85	113	43	1,894	政府出資等	1,890	2,024	1.0
農林水産省	49,534	725	136	68	3,748	立木竹	3,612	4,543	2.3
経済産業省	6	7	5	2	12	工作物	7	22	0.0
国土交通省	68,146	9,709	3,347	2,059	169,139	政府出資等	159,935	180,908	92.6
環境省	0	0	1	0	1	工作物	1	2	0.0
防衛省	122	42	229	230	1,111	船 舶	645	1,384	0.7
合 計	126,374	12,972	4,756	2,701	179,651		195,325	100.0	
(差 引 額)									
衆議院	—	—	—	1	6	工作物	6	8	
参議院	△0	△0	—	0	1	工作物	1	1	
最高裁判所	△44	△20	△8	70	57	工作物	57	108	
会計検査院	△2	△7	△2	0	0	工作物	△0	△6	
内閣府	—	—	—	—	3	工作物	3	3	
内閣府省	△17	△15	6	55	153	工作物	79	193	
総務省	△15	△16	△7	4	11	工作物	11	△0	
法務省	△135	△63	△14	48	62	工作物	64	47	
外務省	△0	△0	2	13	11	工作物	11	24	
財務省	△635	△419	24	365	79,182	政府出資等	78,743	79,127	
文部科学省	△24	0	△4	0	△4	政府出資等	△6	△2	
厚生労働省	△167	△55	△48	18	△1,858	政府出資等	△1,890	△1,895	
農林水産省	△3,884	659	△117	△51	488	立木竹	239	1,096	
経済産業省	△6	△7	△3	16	696	政府出資等	565	705	
国土交通省	△206	△32	△60	66	△75,038	政府出資等	△76,134	△75,005	
環境省	4,237	0	1	9	65	工作物	34	75	
防衛省	443	31	191	403	4,186	船 舶	1,886	4,620	
合 計	△461	52	△39	1,021	8,029		9,103		

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第18表 国 有 財 産 増 減 状 況 (平成26年度)

(単位 億円, %)

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
対 外 的 異 動	6,507	459	622	1,183	13,384	政府出資等	6,565	15,028	5.7
歳出を伴うもの	4,776	72	554	1,167	11,620	政府出資等	4,808	12,859	4.9
歳入を伴わないもの	1,731	387	68	16	1,764	政府出資等	1,757	2,168	0.8
対 内 的 異 動	119,405	16,328	4,094	2,540	228,766	政府出資等	214,343	247,635	94.3
調整上の増加	116,431	11,130	4,079	2,508	173,677	政府出資等	160,106	187,317	71.3
整理上の増加	2,973	1,433	14	31	618	立 木 竹	475	2,083	0.8
価格改定上の増加	—	3,764	—	0	54,471	政府出資等	54,150	58,235	22.2
合 計	125,912	16,788	4,716	3,723	242,151			262,663	100.0
(減 少 額)									
対 外 的 異 動	6,904	1,330	662	184	5,574	政府出資等	5,201	7,089	3.3
歳入を伴うもの	5,714	1,186	337	96	4,743	政府出資等	4,724	6,025	2.8
歳入を伴わないもの	1,190	143	324	88	831	政府出資等	477	1,064	0.5
対 内 的 異 動	119,469	13,014	4,094	4,082	190,308	政府出資等	166,122	207,405	96.7
調整上の減少	118,818	11,083	4,078	2,509	173,677	政府出資等	160,106	187,271	87.3
整理上の減少	651	558	15	7	398	立 木 竹	279	964	0.5
価格改定上の減少	—	1,372	—	1,565	16,231	政府出資等	5,927	19,169	8.9
合 計	126,374	14,344	4,756	4,267	195,883			214,494	100.0
(差 引 額)	△ 461	2,444	△ 39	△ 543	46,268			48,169	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

資等の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産2,031億円、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産883億円である。

出資金回収(現金) 2,557億円

特殊法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減であり、主なものは、年金特別会計から独立行政法人福祉医療機構1,790億円、一般会計から独立行政法人日本万国博覧会記念機構513億円である。

(ロ) 歳入を伴わないもの

資本金減少 331億円

法令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫の減資などによるものである。すべて政府出資等であり、主なものは財務省所管一般会計の普通財産303億円である。

伐 採 144億円

すべて立木竹であり、主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産140億円である。

ロ. 対内的異動によるもの

所 属 替 10兆5,564億円

政府出資等8兆3,926億円、土地9,858億円等である。政府出資等の主なものは、国土交通省所管社会資本整備事業特別会計の普通財産8兆3,801億円である。土地の主なものは、国土交通省所管社会資本整備事業別会計の公用財産9,294億円である。

所 管 換 7兆6,520億円

政府出資等7兆6,134億円、土地230億円等である。政府出資等は、すべて国土交通省所管一般会計の普通財産7兆6,134億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産71億円である。

価格改定 1兆9,169億円

政府出資等5,927億円、工作物3,517億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産4,593億円であり、工作物の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産715億円である。

7. 国有財産の台帳価格改定

平成27年3月31日時点における価格改定の結果については、第19表のとおり3兆9,065億円の純増加となっている。

8. 国有財産の推移 (統計1, 6, 7参照)

最近5か年間の国有財産の推移をみると第20表のとおりであり、各年度における増減額の主な事由についてみると、平成22年度は前年度に比べ減少しており、要因としては、価格改定(土地等)9兆9,927億円、整理替(政府出資等など)2兆9,952億円などを挙げることができる。

平成23年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定(政府出資等など)3兆1,948億円、出資(現金)(政府出資等)3兆1,558億円などを挙げることができる。

平成24年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定(政府出資等など)3兆6,647億円、出資(現物)(政府出資等)2兆8,281億円などを挙げることができる。

平成25年度は前年度に比べ減少しており、要因としては、所属替(立木竹等)9兆2,187億円、価格改定(立木竹等)7兆4,863億円などを挙げることができる。

平成26年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、所属替(政府出資等など)10兆5,615億円、所管換(政府出資等など)7兆6,528億円などを挙げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第21表のとおりである。

第19表 国有財産台帳価格改定結果

(単位 億円)

区 分	分 類	行政財産			普通財産			合 計			
		改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	
土 地	樹 木	125,723	127,057	1,333	48,813	49,871	1,058	174,536	176,928	2,392	
	立 木	樹 木	531	594	62	39	43	4	571	638	67
		竹 木	28,785	26,032	△ 2,752	12	13	1	28,797	26,046	△ 2,751
	竹 計	竹	5	6	0	1	1	0	6	7	0
		計	29,322	26,633	△ 2,689	53	58	5	29,375	26,692	△ 2,683
	建 物	建物	30,617	29,236	△ 1,380	4,098	3,913	△ 184	34,715	33,149	△ 1,565
		機 器	28,946	25,811	△ 3,134	3,677	3,295	△ 382	32,624	29,106	△ 3,517
	汽 船	汽 船	—	—	—	0	0	—	0	0	—
		汽 船	2,406	2,121	△ 284	0	0	△ 0	2,406	2,121	△ 284
	船 隻	汽 船	13,954	12,394	△ 1,559	17	5	△ 11	13,971	12,400	△ 1,570
		雑 船	23	20	△ 3	0	0	△ 0	23	20	△ 3
航 空	機 器	16,384	14,536	△ 1,847	17	5	△ 11	16,401	14,542	△ 1,858	
	計	8,137	6,217	△ 1,920	0	0	△ 0	8,137	6,217	△ 1,920	
地 上	特 許 権 等	8	7	△ 0	0	0	0	8	8	0	
	特 許 権 等	22	20	△ 1	0	0	△ 0	23	21	△ 1	
政 府 出 資 等	政府出資等	—	—	—	759,386	807,609	48,222	759,386	807,609	48,222	
	不動産の信託権の受益権	—	—	—	151	150	△ 0	151	150	△ 0	
合 計	計	239,162	229,522	△ 9,640	816,198	864,904	48,706	1,055,361	1,094,427	39,065	

(注) 本表には、価格改定対象外財産(「外国に所在する財産」等)は含まれていない。

第20表 最近5か年間の国有財産の推移

(単位 億円)

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増減額
平成22	1,011,939	△ 61,808
23	1,028,543	16,603
24	1,052,547	24,004
25	1,048,131	△ 4,416
26	1,096,300	48,169

第20表 (参考) 国有財産(土地)の推移

(単位 億平方メートル)

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和30年度末	863	69	933
35	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成 2	883	11	895
7	882	11	893
12	881	11	892
13	879	11	891
14	879	11	891
15	879	11	890
16	866	10	877
17	866	10	877
18	866	10	877
19	866	10	876
20	866	10	876
21	866	10	876
22	866	10	876
23	866	10	876
24	866	10	876
25	866	10	876
26	866	10	876

第4 国の庁舎等の概況

1. 国の庁舎等の概要

(1) 国の庁舎等とは

国の庁舎等とは、庁舎、刑務所、飛行場及び自衛隊の施設など国の事務又は事業の用に供されている建物、付帯施設及び敷地(借り受けているものも含む)であり、一義的には各省各庁が管理しているが、財務省が国全体の立場で、効率的な整備及び効率的な使用を推進している。

(注) 庁舎等には、国家公務員宿舎、森林原野、皇居、道路及び河川等は含まない。

(2) 庁舎等の効率的な整備の推進

財務省では、庁舎等の効率的な整備を推進するため、各省各庁が新たに庁舎等を整備するに当たって、国有財産の総括大臣の立場から、その必要性等を審査・調整し、毎年度の庁舎等の整備予算に反映させるよう努めている。

審査・調整に当たっては、国有財産の有効活用を図る観点から、既存庁舎の活用の可能性等を確認するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択することとしている。

なお、庁舎の建替えに当たっては、各省各庁において、民間の創意工夫を活用するためにPFIによる庁舎整備に取り組んでいるところである。

(3) 既存庁舎等の効率的な使用の推進

財務省では、既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、借受費用の縮減や売却可能財産の創出、耐震性能の確保等の観点から、実地監査などを通じて、各省各庁の使用実態を把

第21表 最近5か年間の政府出資、有価証券の推移

(単位 億円、%)

年 度	政 府 出 資	有 価 証 券	合 計 (A)	国 有 財 産 総 額 (B)	割 合 (A/B)
平成22年	643,244	7,217	650,461	1,011,939	64.3
23	674,971	6,668	681,639	1,028,543	66.3
24	702,739	6,408	709,147	1,052,547	67.4
25	751,261	6,762	758,023	1,048,131	72.3
26	800,706	6,902	807,609	1,096,300	73.7

(注) 1. 「政府出資」とは、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利、株式等であり、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株式等である。
 2. 平成26年度の「有価証券」6,902億円のうち6,806億円は、エネルギー対策特別会計所有株式であって、石油公団の廃止に伴い、国に帰属したものの（旧石油公団有価証券）である。
 3. 「政府出資」、並びに「有価証券」のうち上場有価証券及び旧石油公団有価証券については、市場価格のあるものは市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものである。

握し、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」に基づき財政制度等審議会に付議のうえ、各省横断的な入替調整を行うための庁舎等使用調整計画を策定している。

なお、平成18年4月の国有財産法の改正では、庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じている場合には、行政上の用途又は目的を妨げない限度で、当該余裕部分を民間に貸し付けることも可能とするなど、既存庁舎等の効率的な使用を推進するための制度整備が図られている。

2. 特定国有財産整備計画制度

(1) 特定国有財産整備計画とは

特定国有財産整備計画は、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を整備する場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画である（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（庁舎法）第5条）。

特定国有財産整備計画の策定に当たっては、財務大臣が各省各庁から提出された庁舎等の整備に関する要求書について、その整備の必要性・緊要性、規模・立地条件、処分予定財産の適否等の審査を行うこととしている。

(2) 特定国有財産整備特別会計の廃止

特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革の一環により平成21年度末をもって廃止され、平成21年度末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が終了する年度までの間の経過措置として、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

なお、平成22年度以降の新規事業は、一般会計で経理されている。

第5 国家公務員宿舎の概況（統計23参照）

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資する

こと」を目的とした「国家公務員宿舎法」（昭和24年法律第117号）に基づき、設置されているものである。

国家公務員宿舎とは、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の議員宿舎、独立行政法人等の職員宿舎等は含まれない。

国家公務員宿舎は、財務大臣が定める宿舎設置計画に基づいて設置される。その方法としては、建設、購入、交換、寄付又は転用（例えば、庁舎を用途変更によって国家公務員宿舎とすること等をいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

国家公務員宿舎の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、省庁別宿舎（同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置される国家公務員宿舎をいう。以下、同じ。）で、一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他の特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合等は、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、国家公務員宿舎の維持及び管理は、合同宿舎（省庁別宿舎以外の国家公務員宿舎をいう。）については財務大臣が、省庁別宿舎については当該国家公務員宿舎の貸与を受けべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

なお、平成27年9月1日現在における国家公務員宿舎の総戸数は約16万6千戸となっている。

第6 財務省所管一般会計所属普通財産の現状

1. 現在額（統計25、26、27参照）

平成26年度末現在の財務省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条に規定する財務大臣の所管に係るもの。

以下第6において同じ。)は、第22表のとおり53兆9,170億円であり、国有財産総額109兆6,300億円の49.2%を占める。

普通財産は、既に述べたように、行政財産以外の一切の国有財産をいい、行政財産に近い性格を有する財産（出資による権利、アメリカ合衆国の軍隊への提供地等）及びそれ以外の財産（未利用国有地等）に大別される。前者は、直ちに処分することができない財産であるが、後者は、その時々々の社会的要請に即応し、効率的かつ適正に、管理又は処分を行うべき性質の財産である。

2. 平成26年度中の増減（統計26、29参照）

平成26年度中の総増加額は10兆4,104億円、総減少額は7,845億円であり、差引き9兆6,259億円増加した。これを土地、建物、政府出資等の区別にみると、第22表のとおりである。

また、価格改定の結果による増減を差し引いた増減額は第23表のとおりであり、平成26年度中の総増加額は8兆3,152億円、総減少額は2,604億円であり、差引き8兆548億円増加した。なお、価格改定による増減額は、第24表のとおりである。

普通財産の増減についても、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」及び国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、「対外的異動」

で普通財産が増加する場合として、相続税法の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、特殊法人等に対する出資により出資による権利又は出資証券等を取得したとき等が、また、減少する場合として、売払、譲与、現物出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等が、それぞれ挙げられる。他方、「対内的異動」により増加する場合として、各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを財務省が引き受けたとき等が、また、減少する場合として、行政目的の用に供するため各省各庁へ所管換したとき等が、それぞれ挙げられる。平成26年度中の異動状況を整理すると、第25表のとおりである。

3. 管理及び処分の状況

土地及び建物について、平成26年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると、次のとおりである。

(1) 処分等の実績

平成26年度中の処分等の実績の概要は、第26表のとおりである。

イ. 売払（統計32参照）

売払は4,516件、913億円（台帳価格：以下第6の3にお

第22表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額（平成27年3月31日現在）

(単位 億円, %)

区 分	数量単位	増 加 額						減 少 額				現 在 額			
		数量	価 格				数量	価 格			数量	価 格			
			金額	割合				金額	割合			金額	割合		
土 地	千平方メートル	5,597	1,683	1.6	69.3	5,807	1,441	18.4	76.1	787,030	47,398	8.8	91.8		
	樹木	千本	12	4	0.0	0.2	4	0	0.0	0.0	596	21	0.0	0.0	
	立木	千立方メートル	0	1	0.0	0.1	0	0	0.0	0.0	516	12	0.0	0.0	
	竹	千束	—	0	0.0	0.0	—	—	—	—	10	0	0.0	0.0	
建 物	計		5	0.0	0.2		0	0.0	0.0		33	0.0	0.1		
	建物	建千平方メートル	186				68				3,247				
工 作 物	延べ千平方メートル	454	310	0.3	12.8	195	142	1.8	7.5	5,653	2,128	0.4	4.1		
	機械器具		429	0.4	17.7		226	2.9	11.9		1,922	0.4	3.7		
機 械 器 具	汽船	隻	—			—				—					
	船舶	千ト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		千ト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		千ト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	雑船	隻	—	—	—	—	—	—	—	4	0	0.0	0.0		
計	隻	—	—	—	—	—	—	—	4	0	0.0	0.0			
地 上 権 等	千平方メートル	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	2,034	0	0.0	0.0		
政府出資等			101,674	97.7			5,950	75.9			487,536	90.4			
不動産の信託の受益権	件	—	—	—	—	1	83	1.1	4.4	1	150	0.0	0.3		
合 計			104,104	100.0			7,845	100.0			539,170	100.0			
政府出資等を除いたもの合計			2,429		100.0		1,894		100.0		51,633		100.0		

いて同じ。)で、これを区分別にみると、土地3,716千㎡、883億円、建物延べ169千㎡、29億円である。

次に、売払を相手方別にみると、公共団体382件、113億円、公益法人60件、103億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,308件、592億円、その他2,766件、102億円である。

また、時価売払を契約方式別にみると、一般競争契約583件、514億円(うち価格公表475件、301億円)、随意契約3,917件、392億円である。

なお、売払価格は、原則として時価額によるが、国有財産特別措置法その他の法律の規定に基づき、時価額からその一定割合を減額して公共団体等に売り払うものがある。この減額売払したものを相手方の用途別にみると、社会福祉施設1件、3百万円、学校施設9件、4億円、社会教育施設1件、1百万円、公営住宅5件、1億円である。

大口売払財産(1件売払数量1千㎡以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの)は、参考資料1のとおりである。

ロ. 交換(統計33参照)

交換は8件、3億円である。

ハ. 譲与(統計34参照)

譲与は311件、16億円である。

二. 所管換(統計35参照)

所管換は27件、77億円である。その内容は無償所管換(一般会計相互間)が25件、76億円、有償所管換(一般会計及び特別会計相互間)が2件、0.6億円である。

(2) 管理の状況

平成26年度末現在における土地及び建物についての利用の状況は、次のとおりである。

イ. 米軍へ提供中の財産

条約に基づきアメリカ合衆国の軍隊に提供中の財産は、土地76件、70,024千㎡、2兆633億円、建物5件、延べ4,867千㎡、1,953億円である。

ロ. 他省庁に使用させている財産

各省各庁に対して、その事務、又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産は、土地110件、3,119千㎡、1,560億円、建物1件、延べ2千㎡、0.3億円である。

ハ. 地方公共団体等への貸付財産(統計28, 30, 31参照)

地方公共団体等に対する普通財産の貸付けは、(イ)時価による貸付料での貸付け(時価貸付)、(ロ)法律の規定に基づく無償での貸付け(無償貸付)及び(ハ)時価から減額した貸付料での貸付け(減額貸付)に区分される。

第23表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額(平成27年3月31日現在)
(価格改定による増減額を除いたもの)

(単位 億円, %)

区 分	数量 単位	増 加 額						減 少 額			差 引	
		数量	価 格			数量	価 格			数 量	価 格	
			金 額	割 合			金 額	割 合	金 額			
土 地	千平方メートル	5,597	1,151	1.4	60.8	5,807	1,122	43.1	90.0	△ 209	29	
立 木 立 木 竹	千 本	12	2	0.0	0.1	4	0	0.0	0.0	7	2	
	千立方メートル	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	△ 0	△ 0	
	千 束	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計		2	0.0	0.1		0	0.0	0.0		2	
建 物	建千平方メートル	186				68				117		
	延べ千平方メートル	454	310	0.4	16.4	195	38	1.5	3.1	259	271	
工 作 物			429	0.5	22.7		4	0.2	0.3		425	
機 械 器 具			0	0.0	0.0		0	0.0	0.0		△ 0	
船 舶	汽 船	隻	-			-				-		
	千 ト ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	艦 船	隻	-			-				-		
	千 ト ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
雑 船	隻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	隻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計		-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 上 権 等	千平方メートル	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	
政府出資等			81,258	97.7			1,356	52.1			79,901	
不動産の信託 の受益権	件	-	-	-	-	1	82	3.2	6.6	△ 1	△ 82	
合 計			83,152	100.0			2,604	100.0			80,548	
政府出資等を除 いたものの合計			1,894		100.0		1,247		100.0		647	

第24表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（平成27年3月31日現在）
（価格改定によるもの）

（単位 億円，％）

区 分	増 加 額			減 少 額			差 引
	価 格			価 格			価 格
	金 額	割 合		金 額	割 合		金 額
土 地	531	25	99.4	319	6.1	49.4	212
立 木 竹	樹 木	2	0.0	0	0.0	0.0	2
	竹	1	0.0	—	—	—	1
	計	0	0.0	—	—	—	0
建 物	0	0.0	0.0	104	2.0	16.1	△ 104
	機 械 器 具	0	0.0	0.0	222	4.2	34.3
船 舶	汽 船	—	—	—	—	—	—
	艦 船	—	—	—	—	—	—
	雑 船	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	
地 上 権 等	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0
政 府 出 資 等	20,416	97.4		4,593	87.7		15,822
不 動 産 の 信 託 受 益 権	—	—	—	0	0.0	0.1	△ 0
合 計	20,951	100.0		5,240	100.0		15,710
政 府 出 資 等 を 除 いた も の の 合 計	535		100.0	646		100.0	△ 111

第25表 財務省所管一般会計所属普通財産異動状況（平成26年度）

（単位 億円）

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		価格計	割合	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	価 格			
（増 加 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル					％	
対 外 的 異 動	291	127	2	27	4,869 (4,866)	5,024	4.8		
歳 出 を 伴 う も の	—	—	—	25	3,112 (3,109)	3,137	3.0		
歳 出 を 伴 わ な い も の	291	127	2	2	1,757 (1,757)	1,886	1.8		
対 内 的 異 動	5,306	1,556	452	282	97,241 (96,808)	99,080	95.2		
調 整 上 の 増 加	2,921	954	452	282	76,735 (76,305)	77,972	74.9		
整 理 上 の 増 加	2,384	69	0	0	86 (86)	155	0.1		
価 格 改 定 上 の 増 加	—	531	—	0	20,419 (20,416)	20,951	20.1		
合 計	5,597	1,683	454	310	102,111 (101,674)	104,104	100.0		
異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		価格計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	価 格			
（減 少 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル					％	
対 外 的 異 動	4,576	940	187	31	1,183 (1,097)	2,156	27.5	2,868	
歳 入 を 伴 う も の	3,716	883	169	29	651 (648)	1,564	19.9	1,572	
歳 入 を 伴 わ な い も の	860	57	18	2	531 (448)	591	7.5	1,295	
対 内 的 異 動	1,230	500	7	110	5,077 (4,853)	5,688	72.5	93,391	
調 整 上 の 減 少	1,111	161	7	6	172 (171)	339	4.3	77,633	
整 理 上 の 減 少	119	20	0	0	87 (87)	108	1.4	47	
価 格 改 定 上 の 減 少	—	319	—	104	4,817 (4,593)	5,240	66.8	15,710	
合 計	5,807	1,441	195	142	6,260 (5,950)	7,845	100.0	96,259	

（注）「その他」欄の（ ）内書は政府出資等を示している。

第26表 財務省所管一般会計所属普通財産処分等実績（平成26年度）

（単位 億円）

区 分	土 地			建 物			合 計			
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合	
売 払 時 価 減 額 交 換 譲 与 所 管 有 償 無 償 合 計		千平方メートル			延べ千平方 メートル				%	
		4,500	3,716	883	16	169	29	4,516	913	90.4
		4,484	3,696	878	16	169	29	4,500	907	89.9
		16	19	5	—	—	—	16	5	0.5
		7	6	2	1	0	0	8	3	0.3
		311	554	16	—	—	—	311	16	1.6
	24	178	71	3	6	6	27	77	7.7	
	2	3	0	—	—	—	2	0	0.1	
	22	175	70	3	6	6	25	76	7.6	
	4,842	4,456	973	20	176	36	4,862	1,009	100.0	

貸付中の財産は、土地30,993件、91,468千㎡、1兆8,524億円、建物823件、延べ147千㎡、9億円であり、このうち、貸付財産（土地）の内訳をみると、次のとおりである。

- (イ) 時価貸付は、物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、26,011件、16,329千㎡、4,483億円である。
- (ロ) 無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,384件、71,889千㎡、1兆2,861億円である。主なものは、公園等2,756件、58,721千㎡、9,606億円、水道施設319件、3,205千㎡、484億円である。
- (ハ) 減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に対し、時価から一定の割合を減額した貸付料で貸し付けているものであり、598件、3,249千㎡、1,180億円である。

なお、貸付中の財産（土地）を相手方別にみると、公共団体4,954件、75,406千㎡、1兆2,667億円、公益法人269件、1,573千㎡、659億円、公共団体及び公益法人以外の法人2,060件、8,296千㎡、2,019億円、その他23,710件、6,192千㎡、3,178億円である。

二. 未利用国有地

未利用国有地は、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で、現に未利用となっている土地（管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。）であり、3,284件、9,133千㎡、5,613億円である。

(3) 物納等有価証券の状況

政府出資等は政府出資及び物納等有価証券からなるが、物納等有価証券は租税物納及び国庫帰属により取得した有価証券である。

平成26年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第27表のとおりであり、平成26年度末現在額は96億円である。

4. 普通財産（土地）の推移（統計25参照）

普通財産（土地）の面積の推移については、引受や物納等の増加要因及び売払や所管換等の減少要因があり、近年の動向をみると緩やかな減少傾向にある。

5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

（統計36、37参照）

平成26年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は、1,634億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入（東日本大震災復興国有財産売払収入及び特定国有財産売払収入を含む）1,311億円であり、次いで国有財産貸付収入309億円となっている。

なお、国有財産売払収入のうち、土地の売払収入は1,177億円となっている。

最近5か年間の国有財産売払収入の推移は第28表のとおりである。

また、各省各庁所管の普通財産の売払収入を加えた国有財産売払収入の推移は第29表のとおりである。

第27表 物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（平成26年度）

(単位 銘柄、千株 [株式], 千口 [その他証券], 億円)

区 分	平成26年度中増		平成26年度中減		平成26年度末現在額		
	数量	台帳価格	数量	台帳価格	銘柄数	数量	台帳価格
株 式	4,254	388	5,329	351	32	3,301	87
うち上場株式	4,248	254	4,652	255	3	992	2
そ の 他 証 券	0	0	0	0	19	1	8
合 計	4,254	388	5,329	351	51	3,302	96

- (注) 1. その他証券とは、社債、受益証券、地方債等である。
 2. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。
 3. 単位未満は切り捨てている。

第28表 国有財産売払収入の推移（財務局分）

(単位 億円)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国有財産売払収入	1,016	896	1,131	1,322	1,311
土地売払代	776	789	997	1,298	1,177
一般競争入札	462	269	508	851	677
そ の 他	314	520	489	447	500

- (注) 1. 平成24、25年度の「国有財産売払収入」は、普通財産統計37. 国有財産関係（財務局分）歳入科目別・年度別収納状況の「国有財産売払収入」と「東日本大震災復興国有財産売払収入」を合算したものである。
 2. 平成26年度の「国有財産売払収入」は、同統計の「国有財産売払収入」、「東日本大震災復興国有財産売払収入」及び「特定国有財産売払収入」を合算したものである。
 3. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。
 4. 「その他」は、地方公共団体等に対する随意契約による売却方式である。

第7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会の機能を引き継ぎ、平成13年1月6日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第6条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成12年政令275号）第6条に基づき、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第30表のとおり）。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べるができることとされており、平成26年度は16回開催されている（参考資料2参照）。

第29表 国有財産売払収入の推移

(単位 億円)

年 度	一 般 会 計				特別会計	合 計
	土 地	証 券	そ の 他			
18年度	2,302	2,188	83	31	1,110	3,412
19年度	2,536	2,228	271	38	1,107	3,643
20年度	1,206	1,073	114	19	652	1,858
21年度	989	946	30	13	590	1,579
22年度	1,053	782	237	34	215	1,268
23年度	912	799	106	7	3,995	4,907
24年度	1,151	1,011	125	15	10,166	11,317
25年度	1,359	1,315	17	27	1,955	3,314
26年度	1,361	1,208	129	25	2,946	4,308

- (注) 1. 24年度以降の一般会計には、東日本大震災復興国有財産売払収入が含まれる。
 2. 26年度の一般会計には、特定国有財産売払収入が含まれる。
 3. 計数は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第8 国有財産の監査

1. 監査の概要

財務大臣は、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、各省各庁の長が所管する国有財産について実地監査をすることができる（国有財産法第10条ほか）。

これは、国有財産の管理及び処分に関する事務を統一し、その適正化や効率化を図る等のために財務大臣が行う国有財産に係る総括事務の一つであり、能動的な事務である。

2. 監査事務

(1) 平成23年度以降の監査について

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から

第30表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第1回総会	H13. 1.19	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第1回国有財産分科会	H13. 1.23	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第1回株式部会	H13. 4.23	1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情 2. 今後の部会の進め方 3. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第2回株式部会	H13. 5.23	1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング 2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第3回株式部会	H13. 5.30	日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第4回株式部会	H13. 6.15	今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての部会意見整理
財政制度等審議会国有財産分科会第5回株式部会	H13. 6.27	今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について
財政制度等審議会第2回国有財産分科会	H13. 6.27	1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について（答申） 2. 報告事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第2回総会	H13. 8.30	1. 分科会からの活動状況報告 2. フリーディスカッション
財政制度等審議会国有財産分科会第1回不動産部会	H13.10. 9	報告事項 (1) 国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について (2) P F I 事業の取組状況について (3) 未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第6回株式部会	H14. 4.22	今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主幹証券会社の選定について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第2回不動産部会	H14. 5.30	報告事項 (1) 未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について (2) P F I 方式による公務員宿舎整備の取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回不動産部会	H14.10.15	1. 報告事項 (1) 行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について (2) 分譲型土地信託の入札結果の概要等について (3) 都心大口案件等について 2. 最低売却価格を示した入札について
財政制度等審議会第3回総会	H15. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第3回国有財産分科会	H15. 2.19	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会の運営方針について 5. 報告事項 (1) 未利用国有地の売却について (2) 平成14年度における政府保有株式（J T及びN T T株式）の売却について (3) P F I 方式による公務員宿舎の整備について 6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について
財政制度等審議会国有財産分科会第4回不動産部会	H15. 3. 3	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 留保地問題の経緯及び現状について (2) 関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回不動産部会	H15. 4.24	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) これまでの議論の整理 (2) 渉外知事会からの留保地の利用方針に関する要請
財政制度等審議会国有財産分科会第6回不動産部会	H15. 5.22	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 関係地方公共団体への意見照会結果について (2) 大口返還財産の留保地の取扱いに関する答申案の骨子について
財政制度等審議会国有財産分科会第7回不動産部会	H15. 6. 3	1. 米軍基地跡地（大口返還財産留保地）の処分に関する要望について 2. 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第8回不動産部会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて
財政制度等審議会第4回国有財産分科会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（答申）

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第7回株式部会	H16. 3.11	報告事項 (1) 平成15年度売却実績（N T T、J T 自己株式取得）について (2) 今後の自己株式取得における対応について (3) 最近の株式市場の動向について
財政制度等審議会第5回国有財産分科会	H16. 6.17	報告事項 (1) 政府保有N T T・J T株式の処分について (2) 「大口返還財産の留保地」答申のフォローアップについて (3) 未利用国有地の売却促進の実施状況について (4) 国家公務員宿舎使用料の改定について (5) 国立大学法人等及び独立行政法人国立病院機構の設立に伴う国有財産の承継について
財政制度等審議会第4回総会	H17. 1.17	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第6回国有財産分科会	H17. 2.16	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について（諮問）」の説明 4. 国有財産制度部会の設置 5. 各部会の構成、部会長の指名等 6. 分科会、部会の運営方針 7. 報告事項 政府保有N T T・J T株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第1回国有財産制度部会	H17. 2.28	1. 今後のスケジュール 2. 国有財産制度の現状
財政制度等審議会国有財産分科会第2回国有財産制度部会	H17. 3.23	1. 行政財産の民間利用 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第3回国有財産制度部会	H17. 4. 7	未利用国有地等の売却促進
財政制度等審議会国有財産分科会第4回国有財産制度部会	H17. 5.10	庁舎の効率的な使用と整備
財政制度等審議会国有財産分科会第5回国有財産制度部会	H17. 5.31	1. 国有財産の監査及び情報提供等 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第6回国有財産制度部会	H17. 6.20	1. 国家公務員宿舎制度 2. 物納制度 3. 諸外国における地方公共団体への無償譲渡・無償貸付 4. 国有財産情報公開システムへのアクセス状況
財政制度等審議会国有財産分科会第7回国有財産制度部会	H17. 7.26	1. 未利用国有地等の売却促進 2. 国会議決の金額基準 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第8回国有財産制度部会	H17. 8. 3	行政財産の民間利用
財政制度等審議会国有財産分科会第9回国有財産制度部会	H17. 8.29	1. 庁舎等の効率的な使用と整備 2. 国有財産行政における効率性の視点の明確化 借受庁舎等に対する総轄権行使の見直し 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第10回国有財産制度部会	H17. 9.13	1. 情報提供の拡充 2. 政府出資の評価方法の見直し 3. 普通財産の管理処分に関する優遇措置の見直し 4. 国有財産貸付料等に係る口座振替制度の導入 5. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第11回国有財産制度部会	H17.10. 4	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（素案） 2. 最近の国有財産行政に関する報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第12回国有財産制度部会	H17.10.25	今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（案）
財政制度等審議会第7回国有財産分科会	H17.11. 8	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（中間答申） 2. 報告事項 政府保有N T T・J T株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第13回国有財産制度部会	H17.11.22	1. 国有財産の監査 2. コスト分析等定量的分析手法の導入 3. 行政財産の貸付等 4. 国家公務員宿舎行政 5. 最近の国有財産行政に関する報告
財政制度等審議会国有財産分科会第14回国有財産制度部会	H17.12.13	1. 国家公務員宿舎の効率的な使用と運用の改善 2. 民間のオフィスの使用実態 3. 保有と賃借のコスト比較 4. 最近の国有財産行政に関する報告 5. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案）

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第15回国有財産制度部会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案） 3. 部会の調査審議事項の議決についての報告
財政制度等審議会第8回国有財産分科会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（答申） 3. 部会に付託された調査審議事項の議決について
財政制度等審議会第5回総会	H18. 2. 7	1. 会長互選 2. 各分科会の当面の課題等について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回不動産部会	H18. 6.15	1. 庁舎等の使用調整について 2. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会第9回国有財産分科会	H18. 6.15	1. 国有財産法等の改正について 2. 国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議における検討結果について 3. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第8回株式部会	H18.11.24	1. 諮問内容について 2. アルコール事業の民営化について 3. 日本アルコール産業株式会社の処分について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第10回不動産部会	H18.12.12	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第6回総会	H19. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第10回国有財産分科会	H19. 3. 2	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 資産債務改革の検討状況 (2) 答申に盛り込まれた事項の実施状況 (3) 不動産部会及び株式部会における審議状況 ・中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画等について ・日本アルコール産業株式会社の株式の処分について (4) 特別会計に関する法律案の提出について
財政制度等審議会国有財産分科会第11回不動産部会	H19. 6.19	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回株式部会	H19.10.16	1. 今後の政府保有株式の売却見込み等 2. 日本郵政株式会社について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式売却について
財政制度等審議会国有財産分科会第12回不動産部会	H20. 3.18	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第13回不動産部会	H20. 6.26	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会第11回国有財産分科会	H20. 6.26	1. 大口返還財産の留保地等の利用計画 2. 各部会における審議状況 3. 国有財産行政における諸課題 4. 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議報告書について
財政制度等審議会第7回総会	H21. 1.15	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第12回国有財産分科会	H21. 2.25	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 国有財産の売却促進のための各種方策等について (2) 国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援について
財政制度等審議会国有財産分科会第10回株式部会	H21. 2.25	政府保有株式を取り巻く現状について
財政制度等審議会国有財産分科会第14回不動産部会	H21. 6.18	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第15回不動産部会、第16回国有財産制度部会合同会議	H21. 6.18	1. 庁舎・宿舎の移転・再配置計画の実行状況について 2. その他（霞が関低炭素社会について）
財政制度等審議会第8回総会	H22. 4.26	会長の互選
財政制度等審議会第13回国有財産分科会、第16回不動産部会合同会議	H22. 6.25	1. 庁舎等の使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (新成長戦略における国有財産の有効活用について等) (2) 政府保有株式を取り巻く状況について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第14回国有財産分科会	H22.12. 9	報告事項 国有財産行政の現状について (1) 平成21年度国有財産増減及び現在額 (2) 国有財産に係る監査 (3) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」のフォローアップ (4) 国有財産行政におけるPRE戦略
財政制度等審議会第9回総会	H23. 1.17	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第15回国有財産分科会	H23. 1.17	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第16回国有財産分科会	H23. 6.28	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 国有財産行政の現状について (1) 東日本大震災への対応 (2) 国有財産の有効活用等(PRE戦略)についてのフォローアップ
財政制度等審議会第17回国有財産分科会	H24. 1.27	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産監査の結果について (2) 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第18回国有財産分科会	H24. 5.18	政府保有JT株式の処分について (1) 日本たばこ産業株式会社株式を取り巻く状況 (2) 過去のJT株式の処分に係る審議会付議状況 (3) JT株式(「2分の1以上」⇒「3分の1超」)の処分方針 (4) JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第19回国有財産分科会	H24. 9.11	1. 国家公務員宿舎に係るコスト比較手法の見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 売却手法の検証・改善等の検討状況について (3) 平成23年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第20回国有財産分科会	H25. 2.19	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明 「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて
財政制度等審議会第21回国有財産分科会	H25. 6. 6	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 平成24年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第22回国有財産分科会	H26. 2. 4	1. 分科会長代理の指名 2. 事務局からの説明 (1) 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて (2) 国家公務員宿舎使用料の見直しについて (3) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第23回国有財産分科会	H26. 4.14	1. 今後の分科会の進め方 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式を取り巻く状況 (2) 政府保有株式の売却について (3) 主幹事証券会社の選定基準 3. 日本郵政株式会社からのヒアリング
財政制度等審議会第24回国有財産分科会	H26. 4.24	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 証券市場関係者からのヒアリング (1) 日本証券業協会 (2) 野村証券株式会社 (3) 株式会社東京証券取引所
財政制度等審議会第25回国有財産分科会	H26. 5.15	日本郵政株式会社の株式の処分について(案)
財政制度等審議会第26回国有財産分科会	H26. 6. 5	1. 日本郵政株式会社の株式の処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 最近の国有財産行政について (2) 平成25年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第27回国有財産分科会	H26. 8. 4 -6	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第28回国有財産分科会	H27. 2.12	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について 5. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 6. 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第29回国有財産分科会	H27. 6.15	1. 千代田区大手町二丁目に所在する国有財産の管理処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 平成26年度国有財産監査の結果について 4. 日本郵政株式会社の株式の処分に係る検討経緯について
財政制度等審議会第30回国有財産分科会	H27.11.24	1. 介護施設整備に係る国有地活用について 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式会社の株式上場について (2) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について

現地における深度ある監査へと運用を改めることとした。

(2) 平成27年度の監査方針

イ 平成27年度監査の基本方針

平成27年度においては、①庁舎等、省庁別宿舎の公用財産、②市街地に所在する道路、河川等の公共用財産の監査に事務量を重点的に配分することとし、実効性の高い監査を実施する。

ロ 重点対象にかかる監査の目的等

(イ) 庁舎等、省庁別宿舎の公用財産

・一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

A 監査の目的

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により有効活用の促進を図る。

B 対象財産

同一地域内に所在する又は相互に業務関連性を有する機関が管理又は使用する庁舎等を複数選定。

・研修教育施設等の利用状況

A 監査の目的

利用状況に着目し、省庁横断的な利用の可能性、民間施設の代替性等について監査を実施し、国有財産の有効活用の促進を図る。

B 対象財産

研修教育施設、宿泊等施設、会議施設及び運動施設。

・庁舎等の保全状況

A 監査の目的

社会資本ストックである既存の庁舎等について、建物の長寿命化、効率的維持管理の促進を図るため、維持管理状況の的確な把握を行うとともに、取得等調整計画案や使用調整案の策定に資する。

B 対象財産

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態の監査の対象財産から選定。

(ロ) 市街地に所在する道路、河川等の公共用財産

A 監査の目的

未利用又は利用の程度が低いものについて、売却

等の可能性など有効活用の促進を図る。また、当該公共用財産の管理を行う事務所等の公用財産を含め一体的な監査を実施し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出を図る。

B 対象財産

市街地に所在する次の財産から、対象を選定。

a 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道、都道府県道若しくは市町村道の用に供する国有財産又は同法第92条第1項に規定する不用物件である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの

b 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川、同法第5条第1項に規定する二級河川若しくは同法第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産又は同法第91条第1項に規定する廃川敷地等である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの

(ハ) 特別会計所属の普通財産

A 監査の目的

管理処分の適正化、地域や社会のニーズに対応した活用及び売却の促進を図る。

B 対象財産

未利用国有地に分類された財産のうち新規に発生した財産、策定された処理計画に基づく処分等を促進するために監査の実施が有効であると認められる財産及び処分困難財産となっている財産並びに未利用国有地以外に分類された財産。

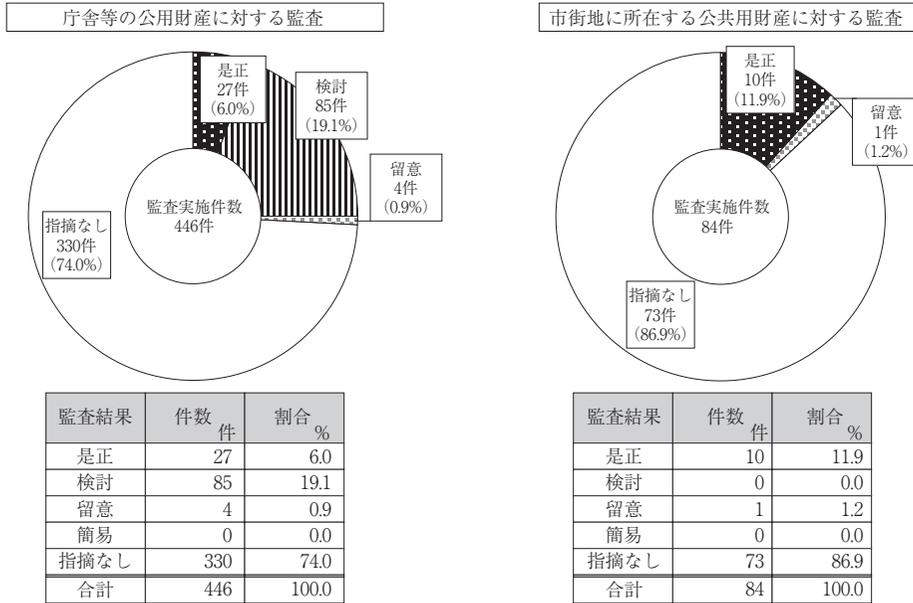
(3) 平成26年度の監査結果等について

イ 国有財産監査の結果

26年度においては、全国で530件の監査を実施し、そのうち127件（24.0%）について問題点を指摘した。

指摘事案の内容は、余剰のある庁舎への移転を求め用途の廃止や借受解消を図るなどして国の財政への貢献が見込めるもの、道路予定地として購入していたにもかかわらず、未利用の状況となっている財産について売却するよう是正を求めたものが大半を占めている。

第31表 平成26年度監査結果（指摘等の状況）
《監査対象財産別指摘状況》



■ 是正：その使用状況について、効率性・経済性・社会ニーズ等の観点から、他の用途への変更、用途廃止等の適切な措置を講じなければならないもの
 国有財産関係法令及びこれらの運用に係る通達に明らかに違反する処理
 ■ 検討：事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の中で最適な方策について慎重な検討を要するもの
 □ 留意：是正を要すると認められるが、監査対象部局において既に是正等の措置に取り組んでおり、是正されることが確実なもの
 □ 簡易：上記の指摘事項には至らないが、監査対象部局に注意喚起等を求める必要があると判断する事項及び軽微な不備事項は、通達の規定に基づき、管理責任者による通知事項（簡易指摘）として特別・統括国有財産監査官名で通知するもの

第32表 各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

（単位 件、千㎡、億円）

区分	前年度末の保有財産	平成26年度の変動状況			平成26年度末の保有財産
		新規発生財産	処分等（注1）	その他（注2）	
件数	1,392	147	342	3	1,200
面積	2,619	919	1,294	△47	2,197
台帳価格	509	58	209	14	372

(注1)「処分等」とは、一般競争入札等による売却のほか、譲与、所管換、所属替、交換等である。
 (注2)「その他」とは、口座分割等による増減、国有財産台帳価格改定、実測に伴う異動等である。
 (注3) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

第33表 国有財産に関する情報提供の現状

(1) 公表・報告

区 分 (根拠法令)	公表方法	情 報 内 容	公表等時期
国有財産増減及び現在額総計算書及び同説明書 (国有財産法第34条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 台帳価格	年1回 11月
国有財産無償貸付状況総計算書及び同説明書 (国有財産法第37条)	国会 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 台帳価格	年1回 11月
国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書 (財政法第28条)	国会 (提出)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 台帳価格	年1回 1月
国有財産の現在高 (財政法第46条)	官報掲載 (報告)	区分 (土地, 建物等) 毎の数量, 台帳価格	年1回 4月

(2) 情報提供 (PR)

① 定期刊行物

区 分	情 報 内 容	公表等時期
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の制度, 国有財産の年度末現在額及び毎会計年度間の増減額, 政府出資等の状況, 行政財産統計, 普通財産統計等	年1回 3月

② 財務省ホームページ (「国有財産」のページ)

区 分	情 報 内 容	公表等時期
国有財産レポート	国有財産の概要, 最近の国有財産行政	年1回 6月
財政制度等審議会国有財産分科会等	答申・報告書等, 報道発表, 議事要旨等	随時
各省各庁所管財産の実態監査等	各省各庁所管財産の実態監査, 財務省所管普通財産 (未利用国有地) の状況等	随時
政府保有株式	政府保有株式の概要	随時
国有特許権等一件別情報	国に帰属している知的財産権 (特許権, 著作権, 商標権, 実用新案権, 意匠権) の登録番号, 名称, 存続期間等	年1回 12月
関連資料・データ	国有財産統計, 国会に報告している情報	随時
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の制度, 国有財産の年度末現在額及び毎会計年度間の増減額, 政府出資等の状況, 行政財産統計, 普通財産統計等	年1回 3月
ご存知ですか? 国有財産	国有財産の基礎知識, 国有財産の有効活用, 購入方法等	年1回 12月
トピックス (報道発表等)	国有財産に関する各種報道発表資料等	随時
国有財産通達集	国有財産に関する通達	随時
国有財産の売却情報 (各財務局のホームページへリンク)	今後入札を予定している物件情報, 入札物件情報と開札結果, その売却結果, 公用・公共用の取得等要望の受付情報, 暫定活用に関する情報等	随時

③ 国有財産情報公開システム

区 分	情 報 内 容	公表等時期	
国有財産を「買う」	国有財産の売却情報	各財務局等が一般競争入札を行っている物件や即購入が可能な物件の所在地, 数量, 法令上の制限, 交通機関, 最寄駅等	随時
	その他の売却情報	各省各庁所有の国有財産や地方公共団体所有の公有財産の売却情報等	随時
	国有財産物件情報メールマガジン	各財務局等が行っている入札物件及びその開札結果, 公用・公共用の取得等要望の受付開始情報, 事業用定期借地による貸付募集, その他国有地に関する重要なお知らせ	随時
国有財産を「調べる」	国有財産一件別情報	口座単位で一件別に, 所在地, 台帳数量, 台帳価格, 法令上の制限, 法定容積率及び地図情報等	年1回 12月
国有財産を「借りる」	貸付可能物件情報	事業用定期借地による貸付や暫定活用 (一時貸付) が可能な物件の所在地, 数量等	随時

(注)「公表等時期」は例年のおおよその時期である。

財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務省	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	(03)3581-4111	http://www.mof.go.jp/
北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	(011)709-2311	http://hokkaido.mof.go.jp/
東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	(022)263-1111	http://tohoku.mof.go.jp/
関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	(048)600-1111	http://kantou.mof.go.jp/
北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076)292-7860	http://hokuriku.mof.go.jp/
東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	(052)951-1772	http://tokai.mof.go.jp/
近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06)6949-6390	http://kinki.mof.go.jp/
中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	(082)221-9221	http://chugoku.mof.go.jp/
四国財務局	760-8550	香川県高松市中野町26-1	(087)831-2131	http://shikoku.mof.go.jp/
九州財務局	860-8585	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	(096)353-6351	http://kyusyu.mof.go.jp/
福岡財務支局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	(092)411-7281	http://fukuoka.mof.go.jp/
沖縄総合事務局財務部	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	(098)866-0091	http://www.ogb.go.jp/zaimu/index.html

財務局を設置していない都府県には財務事務所を設置している。

ロ 各各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況について

各省各庁が所管する普通財産のうち未利用国有地について、平成26年度中の財産の発生状況及び処分等処理の進捗状況を把握し、各省各庁に対して処理の促進を要請するフォローアップを実施した。

- (注1)「国有財産監査結果」については、第31表を参照。
(注2)「各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況」については、第32表を参照。
(注3)平成26年度の監査結果等については、財務省のホームページで公表している。

- ・ 国有財産監査の結果（アドレス：http://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2014/index.html）
- ・ 各省各庁所管普通財産の実態監査結果（アドレス：http://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/utilized_by_ministry/fy2014/index.htm）

第9 国有財産に関する情報提供

財政のストックを国民に明らかにするという観点から、国有地をはじめとする国有財産について、法令に基づく各種報告のみならず出版物等を通じ、その情報提供に努めている。

現在、国有財産に関して提供している情報は第33表のとおりである。

りである。

1. 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を会計検査院の検査を経たうえで国会に報告している。

また、財政法第28条に基づき、予算の参考書類として、国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書を国会に提出し、さらに同法第46条に基づき、国有財産の現在高について国民への報告を行っている。

2. 情報提供

- (1) 財務省のホームページ（アドレス：<http://www.mof.go.jp/>）に国有財産の項目を設け、最新の国有財産行政を反映した「国有財産レポート」や国有財産の現在額等の統計資料を掲載しているほか、国有財産に関するご意見・ご要望を受付けている。「国有財産の売却情報」では、全国の財務局等のホームページへのリンクにより、国有財産の入札、売却結果等の情報提供を行っている。他に「国有財産に関する国会報告」、「報道発表」、「国有財産関係法令・通達」などを公開し、利用者の利便性の向上に努めることとしている。
- (2) 国有財産情報公開システム（アドレス：<http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/kokuyu/>）において国有財産に関する情報を、①「買う」、②「調べる」、③「借り

る」に区分し、掲載している。

① 国有財産を「買う」

全国の財務局等で一般競争入札の手続きを行っている物件、即購入可能な物件、今後売却を行うことを予定している物件について、それぞれその所在地、面積、法令上の制限、最寄りの交通機関等の情報のほか地図情報を掲載している。

また、上記の情報等をタイムリーに配信する「国有財産物件情報メールマガジン」の登録を受付けている。

② 国有財産を「調べる」

国有財産について一件別に所在地、台帳数量、台帳価格のほか、用途地域や容積率等の法令上の制限、利用容積率、地図情報等を掲載している。

③ 国有財産を「借りる」

全国の財務局等ごとに事業用定期借地による貸付や暫定活用（一時貸付）が可能な物件の情報を掲載している。

- (3) 国有財産に関する情報については、今後も国民のニーズを踏まえた情報をタイムリーに提供する等、利便性の向上とともに、更なる情報提供の充実に努めることとしている。

第10 未利用国有地の有効活用と権利付財産の売却

1. 未利用国有地及び権利付財産の引受・保有・売却状況

(1) 未利用国有地の保有状況

平成26年度末現在の未利用国有地は、3,284件、台帳価格5,613億円である。

なお、未利用国有地の処分等結果については財務省のホームページ（アドレス：http://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/non_utilized_land/fy2014/index.html）等で公表している。

（注1）未利用国有地の推移については第34表を、処分等結果については第35表を、平成26年度末現在の保有状況については第36表を参照。

（注2）平成17年度からの物納不動産（土地）の引受状況の推移は第37表のとおりである。

(2) 未利用国有地及び権利付財産の売却状況

平成26年度までの未利用国有地の入札実施状況は第38表のとおりである。平成26年度においては、約1,260件の一般競争入札を実施し、このうち約540件が成約に至っている。

平成27年度においては、平成26年度末時点において地方公共団体等から取得等要望のなかった未利用国有地のほか、境界未確定地等の売却が直ちに困難な未利用国有地についても入札に付すように努め、約1,300件の一般競争入札を実施することとしている。

また、借地人等権利者がいる権利付財産の売却状況は第39

表のとおりである。

2. 多様な管理処分手法の導入

未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるよう管理処分手法の多様化を図っている。なお、これまでの取組みは第40表のとおりである。

(1) 未利用国有地の処分手法

イ 未利用国有地の一般競争入札に当たって、物納不動産（土地）については、税外収入確保の観点から、更なる売却促進を図ることを目的として、平成14年度に最低売却価格（予定価格）を公表した入札制度を導入した。

また、平成24年11月に東日本大震災の復興財源の確保及び行政改革を推進する観点から、物納不動産（土地）に限らず、すべての不動産について最低売却価格（予定価格）を公表する制度改正を行い、更なる売却促進を図ることとしている。

ロ 平成14年度には、現状では売却が難しい財産について、分筆、造成、ライフライン整備等の工事を行うことにより、付加価値を高めた上で売却する処分型信託の手法も導入した。その実績は第41表のとおりである。

ハ なお、こうした取組みのほか、まちづくりに配慮した土地利用を行う観点から、平成20年度に二段階一般競争入札及び地区計画活用型一般競争入札を導入した。

（注1）二段階一般競争入札とは、土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う一般競争入札。

なお、広島県広島市の二葉の里地区においては、財務局主体で地方公共団体等との協議会を立ち上げ、開発条件等を策定し、二段階一般競争入札を実施している。

（注2）地区計画活用型一般競争入札とは、地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が地区計画等の都市計画決定を行った上で行う一般競争入札。

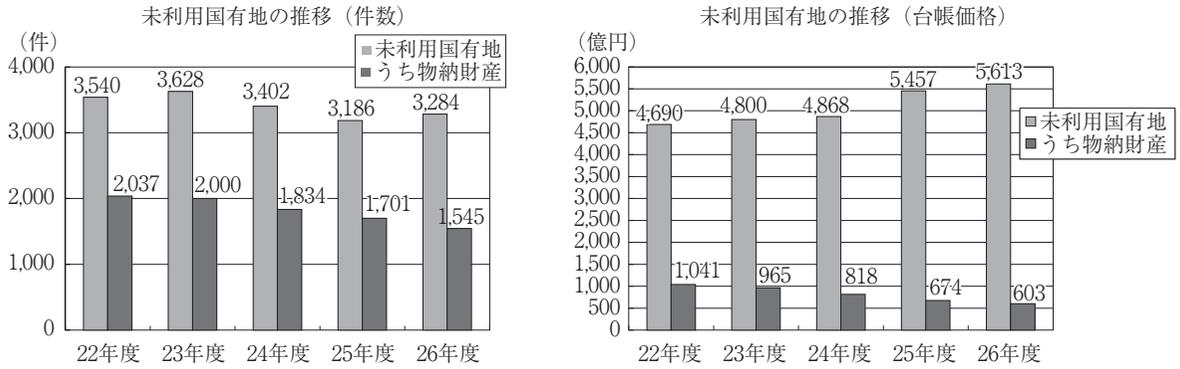
従前より東京都中野区の警察大学校等跡地など、地方公共団体と協議を行い、地区計画を活用し一般競争入札を実施している。

(2) 権利付財産の処分手法

権利付財産については、権利者に対する買受勧奨を行うことにより権利者への売却を行ってきたが、こうした取組みのほか、平成18年度には借地権と底地権の交換、平成20年度には第三者に対する権利者との同時売却といった新たな処分手法を採り入れた。

更に、平成21年度には、主に物納不動産で借地権の付着した財産について、信託受託者が財産管理業務とあわせて権利者に対する底地の売却を行う管理処分型信託を導入した。

第34表 未利用国有地の推移



第35表 未利用国有地の処分等結果

(単位 件, 千㎡, 億円)

区分	前年度末現在の保有財産			年度内の変動状況 (注1)									平成26年度末時点の保有財産		
				新たに未利用国有地とした財産			処分等した財産			変更等による増減 (注4)					
	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
地方公共団体等利用財産 (注2)	221	3,226	1,347	87	282	339	101	321	249	56	957	155	263	4,144	1,593
処分対象財産 (注3)	(1,353)	(2,734)	(3,231)										(1,195)	(2,366)	(3,265)
	2,965	5,812	4,110	518	797	398	570	893	504	108	△727	16	3,021	4,988	4,020
合計	3,186	9,039	5,457	605	1,080	737	671	1,215	753	164	229	172	3,284	9,133	5,613
うち一般競争入札等で年度内に売却した財産 (注5)							622	1,135	680						

(注) 1. 財務省が所管する一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について、平成26年度の処理実績を取りまとめたものである。
 なお、本表において、未利用国有地とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。
 ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。
 また、現況が農地、山林等の財産については、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれるものを含む。
 2. 「地方公共団体等利用財産」とは、地方公共団体等での利用が予定されている財産である。
 3. 「処分対象財産」とは、一般競争入札により処分する予定の財産である。
 なお、上段()内書きは、土地区画整理事業等の施行区域内に所在、境界確定等が必要などの特殊事情を有する財産である。
 4. 「変更等による増減」とは、区分の変更、口座分割等、実測及び国有財産台帳価格改定等による増減である。
 5. 「うち一般競争入札等で年度内に売却した財産」の売却額は、860億円である。

第36表 未利用国有地の保有件数等の内訳

(単位 件, 億円)

区 分	国利用		国 利 用 以 外										合 計		物 納 構 成 比		
			地方公共団体等利用		入札未実施		売 残		処分困難								
	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	
全 国	全 体	49	457	3,235	5,156	214	1,135	870	529	956	225	1,195	3,265	3,284	5,613		
	うち物納	5	4	1,540	599	19	15	316	111	499	94	706	378	1,545	603	47.0%	10.7%
	対合計比	1.5%	8.2%	98.5%	91.8%	6.5%	20.2%	26.5%	9.4%	29.1%	4.0%	36.4%	58.2%	100.0%	100.0%		

(注) 1. 各計数は、平成26年度末現在である。
 2. 単位未満切捨てのため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

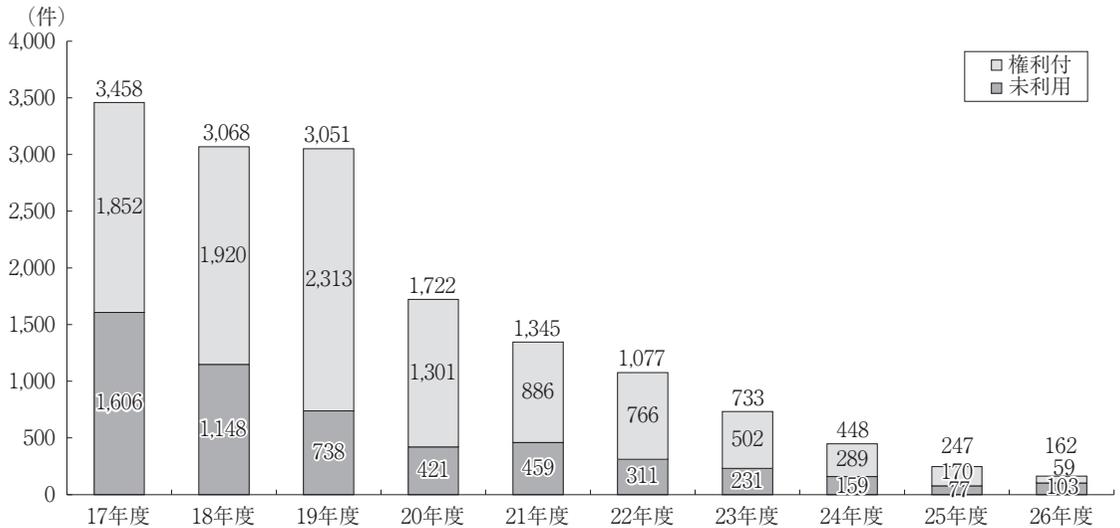
第37表 物納不動産(土地)の引受状況の推移

(単位 件, 千㎡, 億円)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
未利用	件 数	1,606	1,148	738	421	459	311	231	159	77	103
	数 量	2,197	1,323	1,044	750	411	238	221	161	102	112
	台帳価格	995	697	445	251	319	157	109	54	29	38
権利付	件 数	1,852	1,920	2,313	1,301	886	766	502	289	170	59
	数 量	350	370	391	183	160	110	82	35	26	14
	台帳価格	441	462	447	222	181	130	70	41	22	9

(注) 1. 権利付とは、借地契約・借家契約の対象となっているものである。
 2. 件数は、財務局における管理上の件数である。
 3. 計数は、単位未満四捨五入している。

第37表 参 考

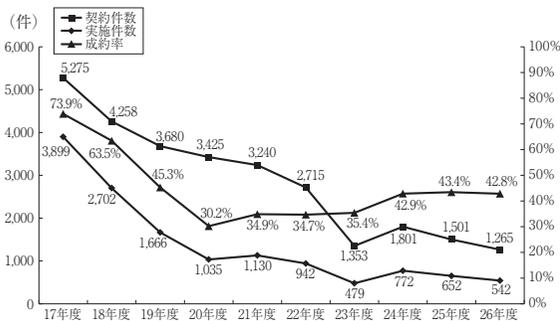


第38表 未利用国有地の入札実施状況（一般会計）
(単位 件, 億円, %)

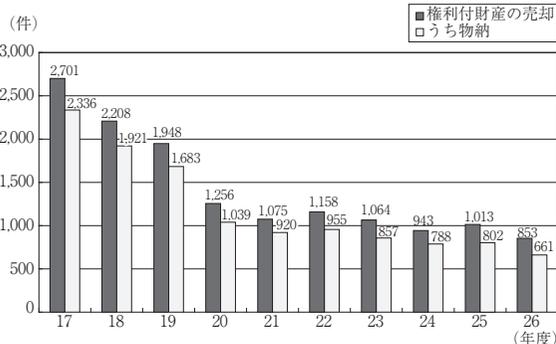
実施年度	一般競争入札			成約率
	実施件数	契約件数	契約金額	
17	(4,391)	(3,379)	(1,770)	73.9
	5,275	3,899	2,059	
18	(3,291)	(2,184)	(1,249)	63.5
	4,258	2,702	1,606	
19	(2,571)	(1,213)	(490)	45.3
	3,680	1,666	1,090	
20	(2,294)	(691)	(219)	30.2
	3,425	1,035	315	
21	(2,029)	(755)	(254)	34.9
	3,240	1,130	522	
22	(1,632)	(607)	(235)	34.7
	2,715	942	428	
23	(701)	(310)	(143)	35.4
	1,353	479	268	
24	(877)	(401)	(189)	42.9
	1,801	772	499	
25	(670)	(296)	(114)	43.4
	1,501	652	777	
26	(540)	(242)	(86)	42.8
	1,265	542	829	

(注) 1. 各年度に一般競争入札を実施したもの（不落随契で売却したものを含む。）の契約状況であり、翌年度に契約したものも含まれる。
2. 計数は、単位未満四捨五入している。
3. 上段（ ）内書は物納財産である。
4. 未利用国有地以外の財産について入札を実施したものを含む。

第38表 参考



第39表 参考



第39表 権利付財産の売却状況（土地）
(単位 件, 億円)

年度	全体		うち物納	
	件数	金額	件数	金額
17	2,701	410	2,336	349
18	2,208	417	1,921	386
19	1,948	373	1,683	343
20	1,256	214	1,039	157
21	1,075	185	920	132
22	1,158	189	955	155
23	1,064	169	857	142
24	943	161	788	122
25	1,013	174	802	140
26	853	183	661	116

第40表 これまでの管理処分手法の多様化等の取組み

実施年度	取組み内容
平成6年度	○価格公示売却制度の創設 対象：小規模な物納財産（土地300㎡、建物200㎡以下）
平成7年度	○レインズ登録による売却制度の導入 対象：一般競争入札で不落・不調物件等
平成11年度	○郵送による期間入札制度の導入
平成12年度	○SPC法に基づく証券化条件付入札の実施 対象：未利用地6物件、権利付財産8物件 ○媒介型入札の導入
平成14年度	○処分型信託の導入 現状のままでは売却が難しい未利用国有地について、造成工事等により付加価値を高めて分譲を実現する信託
平成15年度	○最低売却価格公表入札制度の導入 対象：1,000㎡以下の物納不動産 (注) この制度導入に伴い、価格公示売却制度は廃止
平成18年度	○最低売却価格公表入札制度に係る面積制限の撤廃
平成18年度	○売却を容易にするための交換制度の導入 対象：売却困難財産のうち立地条件が劣る不整形地等及び権利付財産のうち借地権の対象となっている土地 ○電子入札制度の導入・対象：期間入札
平成20年度	○二段階一般競争入札等の導入 ○瑕疵等明示売却の導入 ○権利付財産の一般競争入札等の導入
平成21年度	○管理処分型信託（権利付財産）の実施
平成22年度	○定期借地権を利用した貸付の導入 ・社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体向けの貸付（地方公共団体からの転貸を含む） ・社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人への貸付 ○交換の運用拡大 相手方が地方公共団体の場合は国有財産の利用状況等から地方公共団体に処分が限定されるときは国に必要性がなくとも交換できるよう運用拡大を行った。
平成23年度	○定期借地権を利用した貸付の対象拡大 売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度の導入
平成24年度	○最低売却価格公表入札制度の改正 対象：物納不動産に限らず、すべての不動産について最低売却価格を公表
平成26年度	○「国有財産物件情報メールマガジン」配信サービスを開始 国有地の売却等に関する更新情報や国有地取得に関する架空話の注意喚起情報を配信

第41表 土地信託の実施件数
(単位 件, ha)

信託の種類	実施財務局	契約年度	件数	面積
処 分 型	関東財務局	14年度	309	45
		15年度	280	41
		16年度	308	41
		17年度	153	12
		18年度	46	11
管理処分型	関東財務局	16年度	72	16
		21年度	240	14
		27年度	486	18
累 計			1,894	197

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と累計は必ずしも一致しない。

第42表 社会福祉分野での国有財産の活用実績
(契約件数実績)

	<社会福祉分野における国有地の活用> (平成22年8月～平成27年3月31日)	
	定期借地	売却
保育関係	27件	30件
高齢者関係	11件	20件
障害者関係	6件	22件
医療関係	0件	8件
合 計	44件	80件

(平成27年3月31日時点)

3. その他の管理処分手法

- (1) 平成22年8月に、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、保育・介護など人々の安心につながる分野での未利用国有地の積極的活用を図るため、定期借地制度を利用した地方公共団体への貸付制度を導入。

制度導入後、更なる有効活用を図るため、救急医療など地域医療のための施設整備や社会福祉法人に対する直接貸付などの拡大を行った。

- (注) 平成27年3月末までに、世田谷区などの地方公共団体等との間で、44ヶ所の国有地を保育所等の社会福祉施設として貸付契約を締結した。(第42表)

(参考) 介護施設整備に係る国有地活用

「介護離職ゼロ」の実現に向け、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより、介護施設等整備を促進することとされた。(「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日))

これを受け、都市部等における介護施設整備の加速化に資するよう、以下のとおり、定期借地権による減額貸付(貸付始期から10年間、5割を限度)等を実施し、国有地の更なる活用を図ることとしている。

対象期間：平成28年1月1日から平成33年3月31日
対象地域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

対象施設：特別養護老人ホーム等の施設及びこれに併設される通所施設等

- (2) 税外収入の確保や管理コストの軽減の観点から、平成24年3月、売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度を利用した貸付けが行えるよう制度の整備を行った。

第11 政府保有株式の売却状況

1. NTT株式

昭和60年4月、日本電信電話株式会社法(平成9年6月の法律改正により「日本電信電話株式会社等に関する法律」、以下「NTT法」)により、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社(以下「NTT」)が発足し、同時に、同社の発行済株式総数1,560万株(資本金7,800億円、額面5万円)のすべてが政府の保有となった。

NTT株式については、NTT法上、政府に3分の1以上の保有義務が課せられており、全体の3分の1に当たる株式(520万株)については財政投融资特別会計投資勘定(※1)に帰属させ、残りの3分の2に当たる株式(1,040万株)については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所属の株式については、昭和61年度、62年度に各195万株、63年度150万株、平成10年度、11年度、12年度に各100万株、14年度9万1,800株、15年度8万5,157株、16年度80万株、17年度112万3,043株を売却してきた結果、すべて売却が完了した。

財政投融资特別会計投資勘定所属の株式については、平成22年11月にNTTが自己株式売却を行い、政府保有義務分に5,751万3,644株の超過が生じたことから、政府は、平成23年7月にNTTによる自己株式取得に応じて売却を行った。その後同様に、平成23年11月のNTTによる自己株式売却に伴って生じた政府保有義務分の4,182万6,555株の超過に対し、政府は、平成24年2月にNTTによる自己株式取得に応じて売却し、平成25年11月のNTTによる自己株式売却に伴って生じた政府保有義務分の6,216万6,721株の超過に対し、政府は、平成26年3月及び11月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。この結果、現在の株式数は7億3,779万8,200株となっている(第43表参照)。なお、平成27年11月にNTTが自己株式売却を行っており、現在では政府保有義務分に5,900万43株の超過が生じている。

※1 NTT株式は産業投資特別会計に所属していたが、平成20年度に、特別会計に関する法律により、産業投資

特別会計は、財政投融资特別会計投資勘定となった。

※2 株式分割（平成7年11月に1株を1.02株、平成21年1月に1株を100株、平成27年7月に1株を2株）を実施している。

2. JT株式

昭和60年4月、日本たばこ産業株式会社法（以下「JT法」）により、旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（以下「JT」）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数200万株（資本金1,000億円、額面5万円）のすべてが政府の保有となった。

JT株式については、当初、JT法において、政府にJT設立時の株式総数の2分の1以上かつ発行済株式総数の3分の1超の保有義務が課せられていたため、JT設立時の株式総数の2分の1に当たる株式（100万株）については財政投融资特別会計投資勘定に帰属させ、残りの2分の1に当たる株式（100万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

JT設立時の経過措置（JT法附則第18条）として、政府に当分の間発行済株式総数の3分の2以上の保有義務が課せられていたことから、国債整理基金特別会計所属の株式のうち、平成6年度39万4,276株、8年度27万2,390株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1）が完了）。その後、平成14年4月にJT法の一部改正により上記経過措置が廃止されたことに伴い、新たに33万3,334株が売却可能となり、平成15年度4万4,000株、16年度28万9,334株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の2分の1）が完了）。

平成23年12月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（JT法改正を含む）の施行により、政府保有義務は発行済株式総数の3分の1超となるとともに、財政投融资特別会計投資勘定に所属している500万株（株式分割（平成18年4月に1株を5株）を実施）のうち、166万6,666株を国債整理基金特別会計に所属替えし、売却収入を復興債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所属の株式については、平成24年度に3億3,333万3,200株（株式分割（平成24年7月に1株を200株）を実施）を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1超）が完了）。

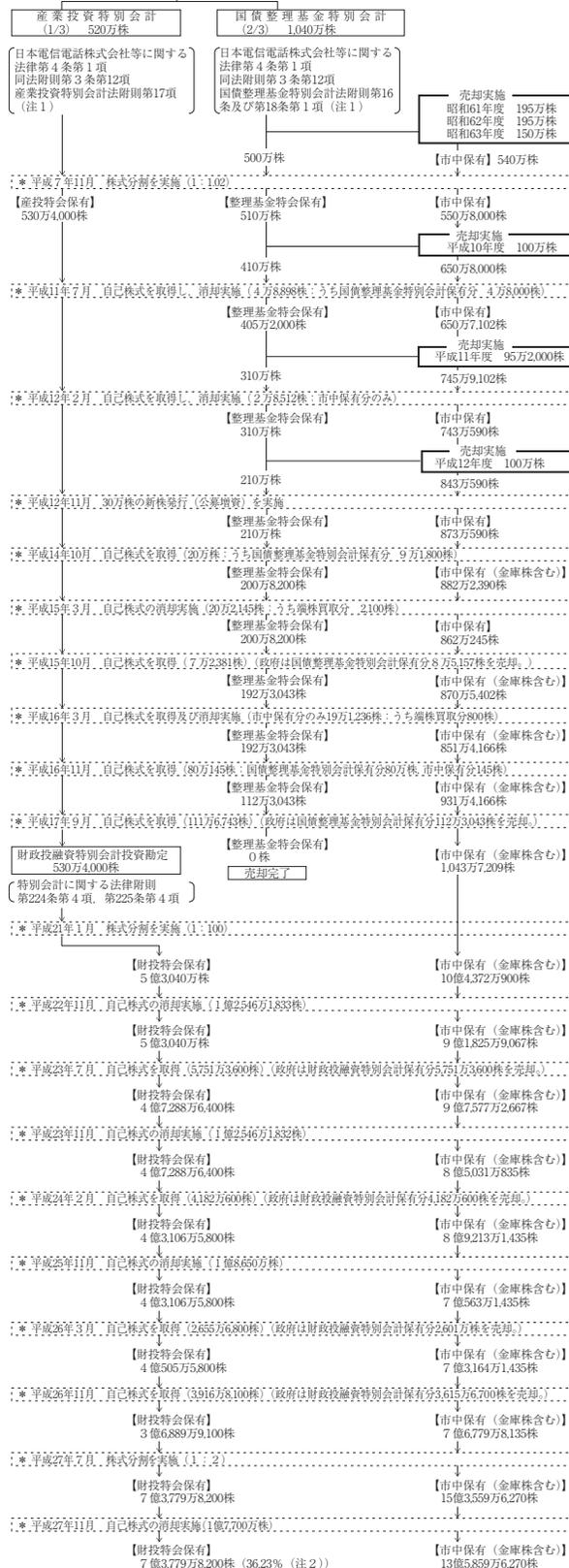
なお、所属替後の株式分割実施（平成24年7月に1株を200株）により、財政投融资特別会計投資勘定の株式については6億6,666万6,800株となっている（第44表参照）。

3. 日本郵政株式

平成18年1月、郵政民営化法の規定により、日本郵政公社（以下「公社」）が日本郵政株式会社（以下「日本郵政」）を設立し、同時に日本郵政の発行済株式総数600万株（資本金3,000億円）のすべてが政府の保有となった。

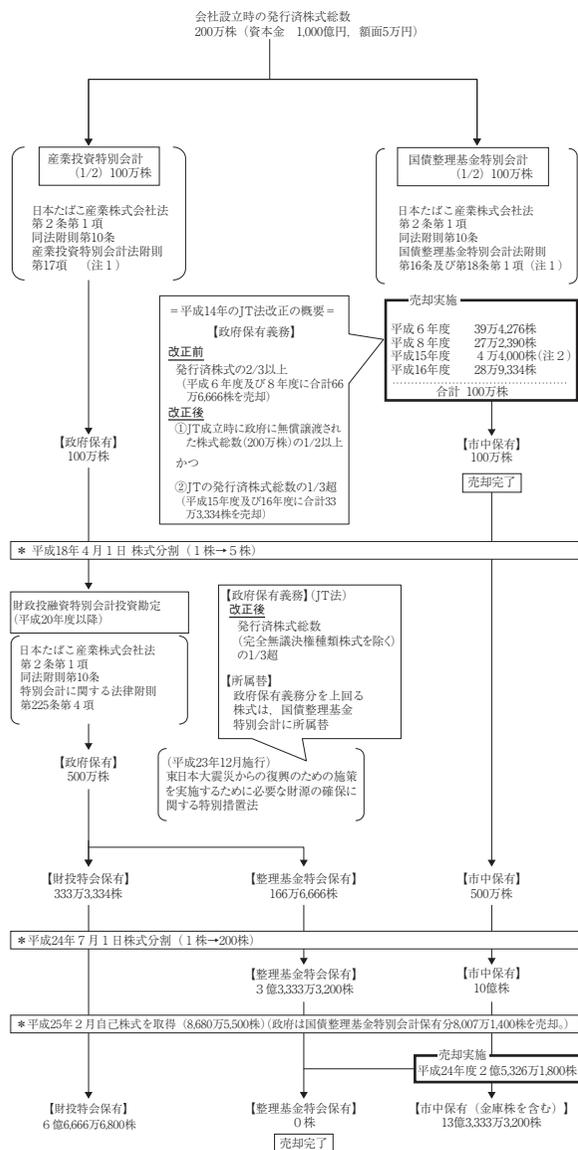
第43表 NTT株式の概況

会社設立時の発行済株式総数1,560万株（資本金7,800億円、額面5万円）



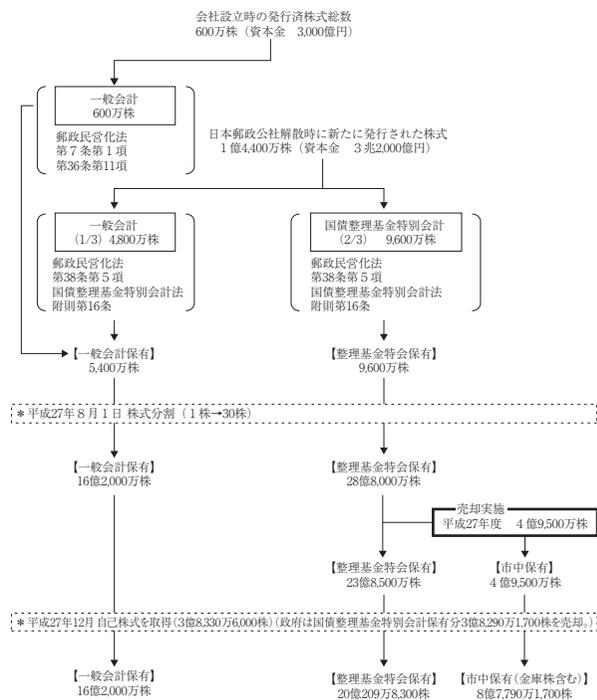
(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計法、国債整理基金特別会計法は廃止。
 (注2) NTT法上の政府保有義務割合。政府保有株式の総発行済株式に占める割合は35.19%。
 (注3) 株式数は単位未満四捨五入により合計が一致しない場合がある。

第44表 JT株式の概況



(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計法、国債整理基金特別会計法は廃止。
(注2) 平成15年度の売却は、JTの自己株式取得に応じた売却である。

第45表 日本郵政株式の概況



めの施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社については、できる限り早期に処分するものとされ、平成25年1月、復興推進会議において、日本郵政株式の売却収入4兆円程度を復興財源フレームに盛り込むことが決定されたことから、売却収入は復興償還財源に充当されることとされた。

平成27年8月に株式分割（1株を30株）が実施され、一般会計所属の株式は16億2,000万株、国債整理基金特別会計に所属する株式は28億8,000万株となった。

同年11月、国債整理基金特別会計所属の株式について、4億9,500万株を売却、同年12月には日本郵政による自己株式取得に応じて3億8,290万1,700株を売却し、現在の株式数は一般会計所属の株式が16億2,000万株、国債整理基金特別会計所属の株式が20億209万8,300株となっている（第45表参照）。

4. 日本アルコール産業株式

平成18年4月、日本アルコール産業株式会社法（以下「J.alco法」）により、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門が民営化され日本アルコール産業株式会社（以下「J.alco」）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数6万株（資本金30億円）のすべてが政府の保有となった。

J.alco株式会社については、J.alco法上、政府保有義務は課されていない。一方、国の行政組織等の減量、効率化等に関す

また、平成19年10月の公社解散時には、資産債務の承継の見返りとして交付された日本郵政株式1億4,400万株のすべてが政府の保有となった。

日本郵政株式会社については、郵政民営化法上、政府に3分の1超の保有義務が課せられており、日本郵政設立時に保有した株式及び平成19年10月に譲渡された株式の3分の1を合わせた全体の36%に当たる株式（5,400万株）については一般会計に帰属させることとした。また、残りの64%に当たる株式（9,600万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

平成23年12月に施行された東日本大震災からの復興のた

る基本的計画（平成11年4月閣議決定）において、政府は設立後2年以内に株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会株式部会（平成18年11月）での審議・答申を受けて、平成20年3月、発行済株式総数の約3分の2に当たる株式（39,999株）を一般競争入札により売却した（第46表参照）。

第46表 日本アルコール産業株式の概況

